

平成 27 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 27 年 12 月 1 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 佐藤一則議員
 - 1 . 災害に対する備えの強化と生活安全確保について
 - 2 . 公共交通網について
 - 3 . ホースガーデンについて
 - 3 番 相馬 剛議員
 - 1 . 企業誘致について
 - 2 . 閉校後の跡地活用について
 - 3 . 法務事務について
 - 7 番 櫻田貴久議員
 - 1 . 那須塩原市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について
 - 2 . 観光行政について
 - 3 . 国民体育大会に向けたスポーツ施設の整備について
 - 1 番 藤村由美子議員
 - 1 . 公共交通について

出席議員（25名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
20番	山本はるひ	議員	21番	相馬義一	議員
22番	玉野宏	議員	23番	平山啓子	議員
24番	植木弘行	議員	25番	人見菊一	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

19番	若松東征	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部 部長	藤田恵子	子育て支援課 長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	会田裕司

農業委員会
事務局長補佐 関 谷 浩 行
塩原支所長 赤 井 清 宏

西那須野
支所長 関 谷 正 徳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿 久 津 誠
課長補佐兼
議事調査係長 増 田 健 造
議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸
議事調査係 伊 藤 靖
議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。

19番、若松東征議員より欠席する旨の届け出があります。また、16番、君島一郎議員より遅刻する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

佐藤一則議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 皆様、おはようございます。

議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。通告書に従い、市政一般質問を行います。

1、災害に対する備えの強化と生活安全確保について。

平成10年の那須水害、平成23年の東日本大震災、

そして本年9月9日から10日にかけて台風18号による豪雨では、本市においても大きな被害を受けました。また、近年の異常気象により、気象警報の発令回数も急増しております。

異常気象は極端な気象、まれにしか起こらない気象という概念だとされています。しかし、近年メディアを中心に異常気象が増加しているとの考え方が浸透し、同時に異常気象という言葉の概念や定義が変わりつつあります。傾向として、異常気象の概念は激しい気象、荒天、悪天候の概念に近づきつつあり、範囲が広がってきています。これは、地球温暖化問題や自然破壊問題を受けたものだと考えられています。

これに関して、異常気象の異常さが薄れていくこと、あるいは長期的な気候変化により、学問的な異常気象の定義が少しずつ変わっていくことで警戒心が薄れたり、気づかないうちに気候が変化していたりするのではないかという声もあります。

一方で、逆に異常気象の概念が限定的になり、定義も狭いものになれば、異常気象の把握が難しくなったり、異常気象に気づきにくくなるのではという声もあります。

単に人間の寿命がせいぜい100年程度で、近代気象にかかわる文献が過去数百年から数千年程度しかないため、本来的には地球上で普通に発生し得る天候であっても、観察者である人類の寿命、歴史にとっては異常と定義したことになり、そもそも異常気象の発生自体は当たり前の事象であり、地球が存在する以上、異常気象は必ず発生するものであることから、次の点について伺います。

気象警報等の市民への周知方法について伺います。

避難勧告の基準と周知方法について伺います。

自主防災組織、防災士や関係機関との連携に

ついてお伺いします。

塩原地区に設置されているケーブルテレビの災害時等の活用方法についてお伺いします。

現在の総合防災訓練内容と課題についてお伺いします。

以上1回目の質問とします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 佐藤議員の質問に順次お答えしてまいります。

まず、災害に対する備えの強化と生活安全確保についてでございます。

の気象警報等の市民への周知方法についてですが、気象に関する注意報や警報等が気象台から発表されますと、市のメール配信サービス、みるメールにより登録者への発表の内容を送信して、現在送信しております。また、今回の関東・東北豪雨を機に、警報以上の気象情報については、みるメールでの送信情報が同時に市のホームページに掲載されるシステムの整備を行い、周知方法の拡大を図っております。

の避難勧告基準と周知方法についてもお答えいたします。

避難勧告の発令基準については、水害においては河川の水位観測地点における避難判断水位を目安とし、土砂災害においては県と気象台が合同で発表する土砂災害警戒情報の発表を目安としております。それらに加え、現地の状況や関係機関からの情報、気象予測などを総合的に判断し、発令することとしております。

また、周知の方法については、市や消防団による広報車での周知、防災行政無線による周知、自主防災組織や自治会の長への電話連絡、みるメールやとちぎテレビデータ放送等による発信、ホー

ムページへの掲載、報道機関への報道要請などで周知しております。さらに、今年3月からは携帯電話各社の緊急速報ルールの利用が可能となったことから、緊急速報メールも活用しております。

の自主防災組織、防災士や関係機関の連携についてもお答えいたします。

自主防災組織との連携については、毎年度5月に開催している自主防災組織の推進に関する説明会において、災害情報の伝達手段の確認や情報交換を行うとともに、市総合防災訓練への参加などで連携を図っております。

また、防災士については平成25年度から養成事業を実施しており、2年間で165人が防災士の資格を取得しております。今年度は地域防災活動の充実を図ることを目的に、防災士を対象とした講演会の開催を予定しております。

なお、関係機関との連携については、毎年度当初に市と消防、警察による打ち合わせを行い、相互の連絡体制等の確認や情報交換を行ってきております。

塩原地区に設置されているケーブルテレビの災害時等の活用についてもお答えいたします。塩原ケーブルテレビ協同組合は、昭和32年3月に難視聴対策を目的に、塩原テレビ共同視聴事業協同組合として設立され、昭和44年には地域の火災・災害等の緊急情報の放送を行ってほしいとの加入者からの強い要望により、自主放送が開始されました。現在は塩原地区の大部分をカバーし、温泉地区の大部分をカバーし、各家庭、旅館、ホテル等への自主放送を行っております。定時放送では、地域の行事、学校行事、お知らせ等を中心に観光情報、市議会中継など録画放送を行っております。

ご質問の災害時等の活用方法ですが、災害発生時などの緊急時には、静止画像にはなりますが、休日夜間を問わず優先して緊急放送を行うことと

っており、サイレンや防災行政無線の音でチャンネルを合わせ、情報を得る仕組みであります。

今回の関東・東北豪雨災害にも、国道400号の通行規制、避難所の開設、避難勧告、水道の断水情報など塩原ケーブルテレビを活用させていただき、随時放送を行いました。塩原ケーブルテレビの災害時の放送に対する認知度は大変高いものがありますので、発生時の情報発信に今後も万全を期していきたいと考えております。

番目の現在の総合防災訓練内容と課題についてもお答えをいたします。

現在の訓練内容としては、市の本部体制を強化するために災害対策本部の設置訓練を行い、各部署における災害対応の役割等を確認するとともに、想定した災害対応について関係機関との連携を図った訓練を実施しております。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織による避難訓練や倒壊家屋からの救出訓練、市との連携による避難所運営を実施しております。訓練を通し、地域の人々が違いに協力し合い、積極的な防災活動を行う共助と、行政関係による災害対応である公助の連携を図っているところですが、課題としては、いかに実効性の高い訓練にしていくかだと考えております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 最初の答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず、 についてであります。気象情報がみるメール、市のホームページのほか、気象庁の緊急速報メールにより、これまでの地震、津波に加え、大雨、防風、波浪、高潮、大雪、または暴風雪、噴火の特別警報に対しても行われるようになり、観測技術や伝達方法の発達之恩恵を受けるようになったが、みるメールを登録していない人、

市のホームページにアクセスできない人や気象庁の緊急速報メールを見られない人への周知については、どのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま警報が発令された場合、その周知方法というようなことで、ほとんどが市長のほうから答弁がありましたようにみるメール等あるいはエリアメール等、そういったものを使いまして、周知のほう図っているわけでございますけれども、確かにそういうふうな機器等をお持ちでない方についてはというふうなところかと思えます。

そういったものにつきまして、大体警報が出ますと、テレビ等でも番組の途中でもテロップが流れたり、そういったものがあるわけでありまして、あとはやはりご自分で、そういうふうな状況になれば情報を待っているのではなくて、自分からそれを取りに行くというふうなことも非常に大切かというふうに考えております。

また、警報以上というふうなことになりますと、避難勧告等というふうなことになりますと、また別な手段というふうなことになるかというふうに思っておりますが、警報の発令というふうな段階におきましては、先ほど市長がお答えしたような方法というふうなことであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいま答弁をいただいたとおりだと思うんですけども、まず自分は自分で命を守るといことは、もうそれは基本かと思うんですけども、やはりひとり暮らしの高齢者等、災害時の情報がより必要な人ほど情報が伝わらないということもありますので、災害の未然

防止、災害を最小限に食い止められるような、より早く的確な情報を市民の皆様提供できるように願うところであります。

続きまして、とについては一括して再質問を行います。

避難勧告の発令基準については理解したところでありますが、避難勧告の周知方法で避難対象地区の全ての自主防災組織、防災士や自治会長に連絡をとることになっているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 避難勧告が出た場合、どういうふうに周知をしているかというふうなことからと思います。大体避難勧告、ここ最近多いのは土砂災害警戒情報というふうなことで、土砂崩れとか、そういったものが多いかと思います。

そういった場合につきましては、その土砂災害警戒区域の対象区域になっております近辺の自主防災組織の会長さん、あるいは行政区長さん、自治会長さんですね、そういった方々に電話連絡をする、あるいはパトロール車を出勤させまして、その付近の近隣の住民の方に周知をして回るとか、あるいは先ほど来申し上げていますように、みるメールの配信、それから勧告が出ますとエリアメール、こちらも配信ということになりますので、そういったさまざまな方法で、なおかつこの9月の災害以降、みるメールのほう、先ほど市長のほうからも答弁ありましたように、ホームページと連携しまして、そういった情報も流すというふうなことになっておりますので、いろいろなチャンネルを用いまして、周知のほうを行っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その連絡方法につきまし

ては理解しているところでありますが、そのとき自主防災組織や防災士の方が災害時の具体的な役割というか、そういうものが決まっているのかどうかをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） そういった避難勧告等を受けた場合、自主防災組織の方々あるいは防災士の方々がどんなことをやるのか決まっているのかというふうなご質問かと思えます。

これにつきましては、自主防災組織であります、その組織の中にいろんな役割分担、情報収集あるいは連絡であるとか、あるいは炊き出しであるとか、そういうふうな役割分担をさせていただいているかと思えます。

そんなことでありますので、その自主防災組織の中でやはり一番災害、手始めにどこが対応するのか、私たち行政についても大きな災害になりますと、すぐには出動は災害現場まで行って救出作業であるとか、そういったものはなかなか難しいというふうなことになりますので、やはり一義的には地元、自主防災組織なり、あるいは自治会の中で自助というふうなところで、まず始め活動していただかねばならないというふうなことになりますので、その自主防災組織の中で、それぞれにそういった訓練であるとか、あるいはこういった備蓄をしておいたほうがいいのかというふうなことをやっていたいところでもありますので、そんなところで自主的に活動をしていただくというふうな考えでございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） やはり現地のことを一番よく理解しているのは、地域の自主防災組織だったり、防災士だと思いますので、その辺、行政サイドからもしっかりと連携をとりまして、災害時

の機能が生かせるような対策を今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

防災の環境整備の一方、重大災害は頻発しております。本年9月に本県や茨城県を襲った鬼怒川の氾濫は記憶に新しいところであります。

特異な気象は無人の地域で起こればただの現象であり、人間とかかわって初めて災害となります。その意味では、防災対策の効果が十分に発揮されるかどうかは、最後は人間自身にかかわっていると言えます。危険が迫っても、人間はなかなか逃げられないことがわかっております。避難を決心してから実行するまで平均93分という調査結果もあることから、避難勧告後の確認対応をどのようにしているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 避難した後の確認をどういうふうに行っているのかというふうなご質問かと思えます。

まず、避難ということになりますと、避難所の開設というふうなことになるのかと思えます。これにつきましては、その状況に応じて避難勧告と同時、あるいはその事前から開所の準備をしているというふうなことになるわけでありまして、避難をしてきました住民の方々につきましては、やはりどういった方々が避難してきているのかということや、あるいはまだ避難してこられていないのか、そういうふうな確認を行うというようなことになっております。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 避難勧告が出されてから、いろいろな避難所が開設されると思えますけれど

も、災害規模によりましては、それをやはり的確に把握することが次の捜査等に大切かと思っております。実際に避難しているにもかかわらず、確認を怠ったために行方不明者としたため、捜索に支障を来したり、また家族や関係者の不安を伴った事例もありますので、避難勧告、待避者の確認、避難解除されてから帰宅までの確認は誰が、どのように行っているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） まず、避難勧告を出して、まだ避難されていない方の対応、それから避難所が閉鎖になりましていいいますか、戻るときですね、どんなふうな確認をされているのかというふうなご質問かと思えます。

やはり勧告を出しまして、まだ避難をしていないという方々につきましては、先ほども申し上げましたようにパトロール車等を出しておりますので、その中で確認をする、あるいは先ほど来お話がありました自主防災組織の中で、やはり声かけをしていただくとか、そういうふうな対応をしているところでございます。

また、避難した方がその後どうなったかというふうなことにつきましても、避難所を出る際に、どこのほうにお帰りになるのかというふうなことを口頭でお聞きしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） やはり人間、先ほど申しましたように勧告を出されてから避難するまでに非常に多くの時間を要しています。やはり3・11の津波のときも逃げおくれず、津波の警報が発令されていたにもかかわらず、逃げおくれた人がたくさんおりました。その辺を踏まえまして、今後も適切な避難勧告等によりまして、市民の皆さんの生命、身体、財産の安全確保によりしく願ひ

をいたします。

災害時に、現地対策本部が設置されるまでの間、災害現場の対応をどのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 災害が発生しましてから、災害対策本部を設置するまでの考え方というふうなことでよろしいかと思うんですけれども、やはり災害、まずそれぞれの災害の規模に応じまして、初動態勢というふうなことで、その態勢を整えるわけでございますけれども、まず災害警戒本部というものを立ち上げ、その次に災害が発生した、あるいは発生するおそれがあるというふうなときには災害対策本部というふうなことになるわけでございますけれども、それまでの災害警戒本部につきましては、警報が発令されたと同時に警戒本部のほうを立ち上げてございます。

そんな中で状況を確認しながら、いろいろなパトロールを実施するであるとか、気象情報等の情報の周知をするであるとか、それに基づいた先ほど来お話ししていますような警報の情報を皆様方、市民の皆様方、あるいは住民の方々にお伝えするというふうなところを行っているわけでありまして、

その後、今度は災害というようなことになるわけですが、対策本部というふうなことになりまして、そうしますと、その災害に対して、どういった対応をしていったらいいのか、そういうふうなことを臨機応変に対応するというようなことで、対策本部のほうでいろいろ対応策をとっていくというふうな状況になってございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） やはり災害時においては、初動が非常にその後の被害の拡大防止になるということですので、今後ともその辺はしっかり

りと踏まえまして、対応のほうよろしくお伺いをいたします。

続きまして、の塩原地区に設置されておりますケーブルテレビについて再質問をいたします。

災害はいつ、どこで、どのように起きるか確実に予想することは現在困難であります。災害時の被害の軽減は初動態勢にかかっているとされています。今回も当初は難視聴対策を目的に設立されたということですが、加入者の強い要望で地域の火災や災害時の緊急の自主放送が静止画像で放送されており、今回の関東・東北豪雨災害時にも活用して放送されたということですが、より多くの情報発信のために音声を加えるという考えがあるかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（赤井清宏） 災害時の音声放送についてでございますが、まず市としましては塩原ケーブルテレビに使わせていただいております。そして消防分署の協力によりまして災害時等の緊急放送を流していただいているという立場でございます。

ご質問のように、音を出してわかりやすく放送するということは、大変重要なことと考えております。ただ、相手があることですので、今後の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） やはりいろいろな制約があるということですが、もう既存に活用できる状況になっておりますので、せっかくある設備ですので、より有効な活用を今後ともどうぞよろしくお伺いをいたします。

続きまして、について再質問をいたします。

現在の総合防災訓練は日時、場所、災害の種類、

規模や現地災害対策本部が既に決まっており、それで実行しております。課題として、今後の課題として、いかに実効性の高い訓練をしていくかという訓練内容の見直しを行うということでございますが、現在、具体的に決まっていることで結構ですので、決まっていたら、そちらのほうよろしくお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 防災総合訓練というふうなことで今回も11月22日に実施をしたところでございますけれども、やはり実効性のある訓練というふうなことで、毎年少しずついろいろな訓練、メニューのほうもつけ加えさせていただいておるわけでございますけれども、やはり一番は関係機関との連携というふうなところがございます。そして、もう一つは、自主防災組織がでございます。

先ほども、やはり一義的には、自分のところについては自分たちで守ろうというふうなことで活動していただいているわけでありまして、やはりそういったところの訓練、どういうふうな訓練が一番効果的なのかというふうなことを今後も考えていかなければならないというふうにご考えているところでございますけれども、今回につきまして倒壊家屋からの救助というふうなことで、これについては自主防災組織の皆様方に参加をさせていただいて実施をしたところでございます。でありますので、私も実際、訓練のほう出ておりまして、もっともっとやはり自主防災組織の方々が実際に参加できる訓練、メニューというものを考えていかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

また、この総合防災訓練につきましては、シナリオができておりまして、本部体制の確立であるとか、あるいは設置でありますとか、あるいは関

係機関との連携というものはそういった中でシミュレーションを行っているわけでありましてけれども、やはりどうしてもシナリオができていというふうなことで、大体のイメージはできるわけなんです、実際に災害が起こったというふうなことになりますと、本当にいろいろな状況が、それぞれのその都度その都度の災害によって、全く違ったものというふうなことになりますので、どうやったら臨機応変な対応ができるのか、そういった訓練も必要ではないかというふうには考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 確かに日時、場所、災害の種類や規模を全く想定しなくて訓練するのは現実的には大変難しいと思いますが、例えば日にちだけを設定して訓練を実施して、災害対策本部や現地対策本部の設置時間にどのくらいかかるのか。やはりそれは結局初動によって、その後の被害が大幅に軽減できたり、未然に防ぐことができるということは、もう実際的にわかっておりますので、災害時にやはり最大限生かせるような訓練も一つの方法かと思いますが、そのようなことを今後とも想定いたしまして、訓練ができるような体制をよろしくお願いをいたします。

以上で第1の項目の質問を終わらせて、次の質問に入ります。

2、公共交通網について。

高齢者や障害者など交通弱者の移動手段として、また児童生徒の通学の足として地域のバスは大きな役割を担っていますが、さらに利用者ニーズの高い運行を目指していく必要があります。

しかし、現在の地域バスは限られた運行路線であり、多様化するニーズや高齢化社会の進行に対応するためには、地域バスを含めた効率的で利便

性の高い総合的な公共交通ネットワークシステムの構築が求められていることから、次の点についてお伺いします。

ゆーバスについて。

路線、経路、便及び時刻の見直し基準についてお伺いします。

運行事業者の決定方法についてお伺いします。

予約ワゴンバスについて。

路線、経路、便及び時刻の見直し基準についてお伺いします。

運行事業者の決定方法についてお伺いします。

協定書による支払い条件と実際の支払い内容についてお伺いします。

市民が利用する方法と課題についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 2の公共交通網についてにつきましては、所管いたします私から順次お答えさせていただきます。

初めに、のゆーバスについてですが、の路線、経路、便及び時刻表の見直し基準につきましては、平成25年10月からゆーバス路線の再編をスタートして、約2年間の試行期間を踏まえた路線等の見直しをさきの9月より実施させていただいたところでもあります。

見直しに当たっては、利用の実態、利用者の要望や意見、そして市が委託している運行業者から運行状況の聞き取りをベースとして、どうしても変更が必要な路線、時刻等について一部変更し、地域バス運行会議、地域公共交通会議に諮って地域の生活バスとして、市民の移動手段の利便性向上を第一に見直しを行ったところでもあります。

の運行業者の決定方法につきましては、平成19年10月に本市の地域バスとしてゆーバスが運行を始め、再編までの6年間、年間10万人を超える市民の足として確実に定着が図られてきたところであります。その運営を担い、民間バスの廃止路線代替機能を十分に果たしてきた実績を鑑み、現在の民間バス会社2社を運行事業者として選定し、公共交通会議において合意をいただいたところであります。

次に、の予約ワゴンバスについてですが、の路線、経路、便及び時刻表の見直し基準につきましては、のゆーバスでお答えしたとおりであります。

の運行事業者の決定方法につきましては、道路運送法において、一般旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者が対象となりますので、民間のバス会社及びタクシー会社のどちらかに委託することになります。バス会社につきましては、ゆーバスにおいて運行事業者として委託をしているということで、タクシー会社に絞られていたところす。

タクシー会社については、本市を中心に県北地区タクシー協議会を形成しており、構成事業者の6社での実施が可能ということで、予約体制を含めた管内における運行実績を鑑み、現在のタクシー会社6社を運行事業者として選定し、ゆーバスと同様に公共交通会議において合意をいただいたところでもあります。

の協定書による支払い条件と実際の支払い内容につきましては、本市と各運行事業者が那須塩原市地域バス運行事業協定書を締結し、協定書の条項及び那須塩原市地域バス運行事業補助金交付要綱に基づき、事業費補助という形で事業者に補助金を交付しているところでもあります。補助金であるため、交付申請に基づく交付決定後、7月と

12月の2回概算払いを行い、残額を精算払いで支払っております。概算払いについても協定書にのっとり処理をしております。

の市民が利用する方法と課題につきましては、まずは予約ワンマンバスの利用方法ですが、運行当初は利用する前日の午後6時までに運行事業者へ電話で利用予約をしていただくようお願いをしておりました。また、運行開始前に利用するための事前登録を受け付けていたこともあり、利用者から当日予約の要望の声が多かったため、各運行事業者の対応努力により、現在は当日始発停留所発車時刻の2時間前までに短縮が図られたところであります。

さらに、退縮をとの要望もありますが、路線の事業者からの距離等の事情により、全運行事業者が対応可能となる時間を設定させていただきました。路線によっては、もう少し短い時間での対応も可能と思われませんが、安全運行を最優先とし、無理のない運行が大切と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、 の についてであります。路線、時刻等について市民の移動手段の利便性向上を第一に見直しを行ったということではありますが、具体的にどのように見直しをされたのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

JRの黒磯、那須塩原、西那須野各駅における鉄道への乗り継ぎやその場所における民間バス、大田原市営バスへの連携などを考慮して見直しを

行ったところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 利用者からはどのような要望や意見があったのか、またそれは見直しに反映されているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） バス利用者から寄せられた意見や、それからさらに市政懇談会などで地域バスに対して寄せられた声の主な内容といたしましては、JR各駅への乗り継ぎ時間に配慮してほしい、それや予約ワゴンバスの予約方法の見直しを希望するもの、また停留所の増設、病院敷地内への乗り入れ、そういったものが主なものでございます。

これらに関しましては、今回の見直しで全てがかなったわけではございませんが、乗り継ぎの時間についても配慮し、また先ほど申し上げましたが、予約ワゴンバスの予約方法につきましても、前日から当日の2時間前まで、発車時刻の2時間前までというふうに切りかえさせていただきました。また、可能な限り停留所についても増設、近隣との状況、それから停留所間の距離、そういったものがございます。これらを道路管理者また警察等と協議いたしまして、停留所の増設というふうに努めてまいりました。また、病院側、病院の協力によりまして、敷地内への乗り入れが可能となった、そういう病院には乗り入れをしているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 理解したところであります。利用者の要望といたしまして、路線の増加、時刻の拡大、フリー乗降車区間の拡大等聞いてお

ります。また、ストロングポイントとしましては、JRとの乗り継ぎが円滑になる、利便性の向上が図られたと、利用者から利用しやすくなったとの声もありますので、今後も利用者の利便性を最優先の運行に努めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

の については理解したところであります。

続いて、 については、 から について一括して再質問をいたします。

公共交通会議とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 公共交通会議についてお答えさせていただきます。

本市の公共交通に関し、運行経路の状況や運賃、それから必要性などを検討する会議で、地域バスの動向を決定する会議として位置づけられております。

会議のメンバーでございますが、住民、利用者の代表者、運送事業者の職員、国・県の関係者、市職員で構成されており、この会議の会長は副市長が当たっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきまして理解したところであります。

運行事業実施可能な県北地区タクシー協議会の構成事業者6社のうち、全ての6社を選定した具体的な理由についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

この問いに当たりましては、県北タクシー協議

会と協議をした結果、各事業所の主な事業エリア、これを考慮し、現在のような路線の分担となりました。

以上とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましては、理解しました。

予約ワゴンバスの運行は、補助事業であるために交付申請に基づく交付決定後、7月と12月に概算払いを行い、補助金の確定による残額を翌年5月に精算払いしているとのことですが、概算払いと精算払いの具体的な内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えさせていただきます。

概算払いとは支払い金額が未定のうちに概算、およその金額を支払うということでございまして、精算払いは支払い金額が確定した後に確定金額を支払うというものでございまして、この予約ワゴンバス補助の協定に基づく支払いにおきましては、事業費額が大きく、また事業期間が1年というふうに長期間を通してのために、事業者の資金繰りを考慮いたしまして、各事業者から補助金の申請書が提出され、それに基づいて補助する金額を暫定で確定いたしまして、その全体額の3分の1を7月に、次の3分の1を12月に概算払いといたして払いました。

年度末にその年度の事業が終了いたしました、そういう時点の中で、補助が必要な額が確定いたし、事業者から事業報告書が提出されましたら、その内容を精査し、必要な補助額を確定し、そのときに精算払いとして残額を払う、そのような仕組みをしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） そうすると、7月に全事業の12分の4に対して全事業費のやはり12分の4、12月に全事業の12分の5に対して全事業費の12分の4を概算払いして、翌年5月に全事業の12分の3に対して全事業費の12分の4を合わせて確定して、精算していると理解してよろしいのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 基本的にはそのようにお考えしていただきたいと思いますが、ご理解いただきますのは、協定書の支払い時期が7月と12月ということで、それぞれの事業費の3分の1、分母を12というふうにしますと12分の4ということで、それぞれ12分の4ずつ支払います。決してこれはその月が過ぎたから、いわゆる事業の経過によって支払うということではなく、事業費総額をその割合という形で支払っている、そのようにご理解のほうはお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） つまり事業の4分の3が経過した12月時点では、事業費の3分の2が概算払いされ、残りの精算金3分の1がその5カ月後の翌年5月になるということですので、4月から7月、8月から12月、1月から5月の間の運行事業者の資金負担が大きくなりまして、補助事業とはいいましても、経営を圧迫しない配慮をよろしくお伺いをいたします。

利用方法については、前日の18時までには運行事業者に電話予約から、各運行事業者の努力によりまして、当日始発停留所発車時刻の2時間前までに短縮が図られ、利用者の利便性が大きく向上し

たところではあると思いますので、今後一層の努力を願うところであります。

これで2番目の質問を終了します。

続きまして、3、ホースガーデンについて。

乗馬によるスポーツの振興や健康の増進、馬との触れ合いによる健全な心身の育成を図るため、平成27年7月1日にホースガーデンがオープンしたので、次の点についてお伺いします。

学校法人仙台育英学園と本市との土地及び建物等譲渡契約からの整備経過についてお伺いをいたします。

委託業者の選定の経過についてお伺いします。

現在までの利用者の区分及び人数についてお伺いします。

今後の運営方法についてお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 3のホースガーデンについて順次お答えをいたします。

初めに、の仙台育英学園からの譲渡以降の整備経過についてでございますが、譲渡された敷地内には厩舎や屋内馬場の施設がありまして、これらを有効活用してスポーツ活動の推進や健全な心身の育成を図るために、乗馬教室など本市の特色ある事業を展開する目的で、平成26年度に屋内馬場や厩舎の改修、駐車場等の整備を行い、ことし7月にオープンしたという経過でございます。

続きまして、の委託業者の選定の経過についてお答えをいたします。

委託業者につきましては、スポーツ活動の推進や健全な心身の育成を図る目的で乗馬教室を行うなど、観光乗馬とは趣旨の異なる事業を展開するために、乗馬教室などの指導ができる実績のある事業者の公募を行ったところでございます。市の

求めに対する理解力であるとか提案力、発想力等を総合的に評価するため、プロポーザル方式による業者選定を行ったところでございます。

続きまして、の現在までの利用者の区分及び人数についてでございますが、平成27年10月31日現在の利用者数につきましては、まず市民等の利用については1,624人、市外の利用者につきましては238人ということで、7月からの4カ月間で延べの利用者数が1,862人となっているところでございます。

主な内訳といたしましては、利用形態で見ますと乗馬教室の個人利用者が延べ792人、同じく乗馬教室の団体利用者が延べ562人、一般の乗馬が285人などとなっているところでございます。

また、利用者の属性的な形で見てみますと、特に特徴的なのは学校関係で10校が利用されておりまして、355人、障害者等の軽度な方ですが、利用されている方が47人というような状況でございます。

これまでの4カ月間の傾向といたしましては、特に土日、祝日の利用が多くなっておりまして、一部の方にはお断りしているというような状況にもあります。また、アンケート調査なんかも行っているわけなんですけど、利用者からは好意的な意見が多数寄せられているという状況でございます。

最後に、の今後の運営方法についてお答えをいたします。

運営方法につきましては、今年度は業務委託として実施しているところですが、今後に予定しておりますホースセラピーの本格導入なども考えますと、専門的、また指導方法など運営についても十分検討する必要があることから、当面は現在の運営体制をより軌道に乗せるということに重点を置いた運営を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それでは、について再質問いたします。

ホースガーデン整備計画概要によりますと、平成19年10月に譲渡契約が締結されましたが、当初の利用計画についてをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 当初の計画につきましては、施設の今後の利用ということで、総合的な判断の中でサッカーを中心とした施設整備ということで譲渡以降、整備を進めてきたというのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 当初はサッカーということで進められたということですが、現在はホースガーデンということでございますが、計画が変更されたその理由についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 計画の変更ということでございますが、これまでも何度かご答弁させていただいている内容でございますが、譲渡契約の中で実は譲渡いただいた施設の用途というような条項がございます。その中では譲渡者であります仙台育英学園が初期に設定した目的といたしましては、趣旨を生かした利用を進めてほしいというような契約の条項もございます。

そういった中で、実はサッカーに特化した形で当初は考えておりましたが、その厩舎であるとか屋内馬場、そういった貴重な施設があったということも再度認識をしたものですから、そちらの有効活用、本市の特異な事業として活用し、こども

たちの育成などを中心に進めていければということ
で乗馬施設の改修、また運用ということで変更
してきたというような経過があります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その変更された件につき
ましては理解したところでありますが、そのとき
業者に委託される等のようなことは検討されたの
かどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 計画を変更した際に、そ
の運営について業者委託をするかしないかという
部分については、その時点ではまだ未確定な状況
だったと思います。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その点についてはわかり
ました。

続きまして、 について再質問をいたします。

プロポーザル方式で公募し、業者選定したとい
うことですが、そのとき何社の応募があったのか
お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回プロポーザル公募を
かけた際には、基本的にはホームページによる公
募をかけたというのがまず前提でございますが、
それ以降、特に那須地区でこういった乗馬事業を
行っている事業者さんに、事前に研修も含めて何
度かお寄りしたことがありましたので、こうい
った事業を本市では考えていますということで、情
報の提供はさせていただきました。

何社応募があったかということなんですが、結
果としては1社の応募ということになったところ
です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 続きまして、 について
再質問をいたします。

乗馬教室、個人の対象者は小中学生及び障害者
で、乗馬教室の団体の対象者が5人以上のグルー
プの登録予約制となっていると思いますが、現在
利用された方の数は先ほど伺いましたので、その
とき学校教育での予約なのか、個人での予約なの
か、その比率についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先ほどお答えしました10
の学校で300名を超える利用であったわけなんで
すが、こちらについては学校教育の一環として届
け出をいただき、申し込みをいただき、利用して
いただいたというような結果でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 延べ利用者が約1,800人
強ということでございますが、その中で一般乗馬
の利用者が280数名ということですが、その
一般乗馬の利用する方法についてお伺いをいた
します。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 一般乗馬として、いわゆ
る一般の方が利用する際には、施設に専用の電話
が引いてありますので、そちらに事前にお電話ま
たは直接ホースガーデンに来ていただいて、その
際にあいている時間等を予約をいただいて、それ
で乗馬体験をしていただくというのが一般的な流
れになっています。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その場合、市内在住等にか
かわらず、誰でも利用することは可能なんでは
ょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 条例の中で利用者について位置づけというのは明確にしておりません。基本的には市内・市外関係なく利用できることになっております。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましては、理解したところであります。ホースガーデンの事業により、これが定住促進につながっていることを期待しております。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で、5番、佐藤一則議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

相馬 剛 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 皆様、こんにちは。

議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。通告に従い、市政一般質問を行います。

1、企業誘致について。

地方創生元年と言われる今年度、まち・ひと・しごとの創生総合戦略を策定し、人口の減らないまちづくりに取り組んでいる本市において、地域の活性化の重要な要素は雇用の確保であると考え

ます。平成27年度当初予算でも、新規事業として企業誘致の調査研究に委託料388万8,000円が盛り込まれているところです。そこで、次の内容について質問をいたします。

企業誘致の調査研究の進捗状況を伺います。

企業誘致の手法について伺います。

現時点での成果について伺います。

今後の進め方について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 相馬議員の質問に順次お答えしてまいります。

の企業誘致の調査研究の進捗状況及び企業誘致の手法については関連がありますので、一括してあわせてお答えします。

この事業は、大規模な雇用を創出する工場の誘致とあわせて、新たな視点としてIT関連企業を対象にサテライトオフィスの開設意向調査や誘致活動を展開するものでございます。

業務の流れといたしましては、対象となる企業を選定し、個々のニーズ等を具体的に把握するためのヒアリングを行うとともに、本市への誘致活動を展開していくもので、これまでに複数社訪問し、ヒアリング等を実施しております。

なお、このIT関連企業へわたりをつけるために、本市の経済活性アドバイザー、青山社中の前通産省の朝比奈一郎さんを本市では頼んであるわけございまして、この方からの情報が中心になっていると私は認識しております。

さらに、現時点での成果につきましては、企業からのヒアリングによるデータの蓄積がありますが、今回のヒアリングを通して、本市に高い関心を示している関連企業があることから、現在具体

的な要件の確認調査を行っております。

なお、ここでは流れがIT関連にずっと来ちゃっていますが、現実といたしましては、このほか製造業等についても複数社からの問い合わせというか、トップセールスというか、直接社長さんにお会いをして誘致をお願いしていると。誘致というか、設置をお願いしているということでございます。

これは思い過ごしかどうか私もわからないんですが、特にこの企業の引き合いが来始まったのは、市庁舎を新幹線の西口につくると、あの発表した後どどと、実はそのことが引き金になって、きのう答弁をいたしました企業誘致条例を変えなければいけないよと。そのいけない理由には、やっぱり学校関係、大学関係も含めて、そういうものの研修所をつくりたい、あるいはホテルをつくりたい、あるいは製造業をつくりたい、できれば新幹線の駅から10分以内のところがいいとか、具体的にそういうお話をいただいてまいりましたので、これはもう製造業中心の誘致ではいけないのではないかと、現在急ピッチで条例改正、誘致条例の改正に向けて作業、観光部を中心に取まとめを急いでいるということでございます。

もう一つ、これも聞きちゃったのかなと思っておりました、奈良美智さんの美術館、これについては私が知らないうちに、もう地元への説明会が今月21日にありまして、もう建設が現実のもの、用地も3.3haありますので、青木道の駅の関係者も大変喜んで、またこれ格上がるなど。全国4番が今度3番になっちゃうんじゃないかみたいなお話も承っております、誘致関係については、そのように製造業だけではなくて、美術館でも何でも誘致の対象と、こういう流れを何とかつくりたい、これは要望なんです。

それと、製造業関係で特に何でここを選ぶのと

いう話をよく相手の社長さんといたしますと、大体この企業が立地する場合には、今の企業って、もう世界につながっているんですよ、製造業でも家内工業ではないんで。そういうふうにしてありますと、やっぱり東京の羽田に海外からお客さんを迎えて、そこで工場を建てるというのは、もう現実そこから30分、10分で工場を建てるって、本当は空港のそばがいいけれども、新幹線が現実的、新幹線の駅から海外から来たお客さんを、これ全て海外が多いんですよ。こういうようなことで10分以内を検討していると、そういう状況にございます。

キリンビールの跡地35ha、高根沢、これについては、やっぱり高速道から遠過ぎると。県が一生懸命、企業誘致に動いたわけなんですけど、どうしてもお客さんを連れてくるとき遠過ぎると。こういうような形の中で、大宮から郡山まで見てみると、非常に立地は恵まれた地域だと、こういうことでございまして、そのほか具体的ではございませんが、金融、証券、保険、こういう方からも何とか可能性あるかなと、新幹線の駅前に出てみたいと、こういう引き合いも複数あることは事実でございますので、これサテライトオフィスも大事ですが、総体として分厚い誘致に心がけたいなと思っております。

の今後の進め方でございますが、引き続き開設意向調査、誘致活動を展開していくとともに、オフィス利用が可能な物件情報の収集、あるいは企業が進出しやすい環境の整備、新たな企業誘致の一つのモデルとして取り組みを進めたいと思っております。

特に今、空き家条例、これが空き家バンクに向けて頑張っていますが、サテライトオフィスってIT関連企業の製造業とも違って、機械を持ってくると東京にいなくても十分成り立つと、社業が

成り立つという産業でございますので、できれば空き家バンク等をそんなことに2つでも3つでもできたら、これは大変なモデルになると踏んでおりまして、総合的な企業誘致を図っておりますが、その中でやっぱり新たな視点を盛り込んだのがこのサテライトオフィスということになりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 詳しくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まとめて再質問をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどその企業誘致の委託、企業誘致の調査研究の委託先ということで青山社中ということをお願いしましたが、この青山社中に委託をされている理由をまず伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

先ほど市長からお話があったとおり、委託先については本市のまちづくりアドバイザーでございまして、総務省の人材ネットというところに登録されている朝比奈さんが代表を務めるNPO法人地域から国を変える会というところをお願いしているということでございます。

理由といたしましては、朝比奈氏におかれましては、今回の業務に関しては特にIT関連産業というものをターゲットにしたところでございますので、そのIT関連産業に対して、やっぱり人脈を持っていらっしゃるということと、あとは情報収集能力といったものに長けているといったようなところを買わせていただいて、我々はそちらを委託先としたということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、IT関連

企業の企業訪問をしてヒアリングを行ったといったことだったんだろうと思いますが、それはその朝比奈さんのところでやったのか、それとも本市の職員も同行して、そういったヒアリングをして行ったのか。また、対象となるそういった企業の選定方法というものはどういう選定方法で行っているのかということをお願いいたしますが、大丈夫でしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 業務を進めるに当たって、相手方の選定、IT企業をどうやって選定したかということでございますが、こちらにつきましては、私ども市と朝比奈氏のほうで協議をさせていただく中で、勢いがある、サテライトオフィスといったものに意向を示しているような企業を選定させていただいたという経過がございます。

あと、職員の同行ということでございますが、こちらにつきましては、原則というか、第一義的には業務を委託しておりますので、業者を選定したところに対しては、まずは委託者のほうでヒアリングを行って、そのヒアリングを受けながら営業活動していただく、そして話がより具体的になったところで、我々が、言葉悪いですが、乗り込んでいくというような役割分担をしているところでございます。

そんなことから、先ほど市長の答弁にもございましたが、私どもの市に関心を寄せていただいているIT関連企業がございますので、もうそちらについては間髪を置かず我々職員も、言葉悪くて恐縮ですが、乗り込んでいくというような形で予定しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、現在まで

にそのヒアリングを行った企業は大体何社ぐらいあって、その具体的な企業等はお聞きできるものなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 固有名詞についてはご容赦いただきたいと思うんですが、今までに大手といったところで3社、そして中小のところで3社というようなところですか。そんな中で中小のところで1社、私どものほうに興味を寄せていただいたというのが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、中小企業の中で高い関心を示した企業があったというようなことかと思いますが、 についての再質問になりますが、先ほどヒアリングの中で、その高い関心を示した企業に対する具体的な要件の整備というふうにおっしゃられたと思うんですが、その要件の整備というのはどういう内容なのか、再度伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答えさせていただきます。

私どものほうに興味を寄せていただいた企業から私たちにぶつけられたニーズといたしましては、3カ月ないし4カ月ぐらい実証実験をしたいんだと、当市において実証実験をしてみたいというような要求が出されましたので、私どもとしては、実際のところの中で賃貸できる物件というんですかね、そういうものを相手方にお示しして、そこでもって今、調整をしているというようなところですか。相手側の物件に対する要求なんか、必ずしもハードルが低いものじゃないものですから、

なかなかそれに合うような物件を見つけるのも、ちょっと一苦労しているような状況もございまして、今そんなところで、これではいかがですか、いや、もっと違うなというところでのやりとりを水面下でしているといったようなところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうした相手方の要求とありますが、要件とありますが、そういったものは本市で実現とありますが、提供することが可能な内容ということなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） そもそもIT関連企業のサテライトオフィスということで誘致を始めた、そのきっかけは何かとありますが、私どもの市の特色である自然環境豊かだというようなところでクリエイティブな発想、さらにはシステムエンジニアの方が要は鬱というようなところの病気の中で苦労されているというようなことがございますので、鬱病と温泉との関係の中で温泉が鬱病に効用があるといったようなところで、私どもの市の特色というんですか、そういうものをまさにIT関連のサテライトオフィスは使えると。企業誘致の材料として使えるといったことから、このターゲットを絞って、今サテライトオフィスを誘致しているというようなこととございますので、そのような理由だということでご理解いただければと思うんですけれども。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） なかなかわかりにくいところだったんですが、具体的にこういった施設というものは何かございますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） そちらにつきましては、先ほど言った温泉なんかが活用できるということになりますと、市長からもお答えがありましたが、廃業された温泉旅館であったりとか、具体的にはそういうものを活用できればなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、そのについての再質問ですが、その企業の進出化しやすい新たなモデルとして具体的な環境整備ということだったと思いますが、その具体的な取り組みを再度伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後の中で具体的な環境整備を進めていくということでございますが、こちらについては、ずばり相手方に対する立地に当たっての支援をしていくというような内容になりますので、まだこれも検討の段階ではございますが、こちらに進出してくれるということになれば、家賃の補助であったりとか、あるいは光熱水費あるいは通信費、そういうものに対する経費がかかるわけなものですから、そういうものに対する支援というものを制度として検討させていただければというのが今の考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 理解をいたしました。きのうの会派代表質問でも、いろいろ誘致策の条件等のお話が出ておりましたので、大体その辺で理解をいたしたところでございます。

それからもう一つ、先ほど誘致に必要な条例改正等が必要というようなことだったと思うんです

が、条例改正のポイントというのは、どこなんだろうかと伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 条例改正のポイントでございますが、こちらについては、きのうの相馬議員の会派代表質問の中でもお答えさせていただきましたが、まず今ある要は立地企業を支援する条例については、工場誘致条例ということになっておりまして、製造業が対象となっているということでございますので、ここのところの間口を広げなくちゃならないということで、対象を物流を加えたり、あるいは学術、医療、商業、観光といったところの分野まで対象を広げたいというのが1つ。

あとは、実際の奨励基準なんていうふうなところで面積要件を少し今までからすると狭めていきたい、あとは補助の期間というものですか、それも今までよりは少し長くしていきたい。さらに、きのうもお話ししておりますが、新規で地元の方を雇用していただいた場合には、何らかのご支援をさせていただき、そんなような条例の改正に向けていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、この企業誘致の調査研究に対する委託というのは今後もいいですか、来年度以降も続けていくお考えということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 委託に対する来年度以降の考え方でございますが、今年度に関しては、今、脈のある1社と淡々と要は私どもに来ていた

だくような交渉を引き続きやっていくということになります。

そんなことからしまして、業務がここで終わるということになりませんので、来年もやはりIT関連企業を軸としながら、それ以外にもやっぱり間口を広げた中で、業務委託というもので一番最初、私どもが要は来ていただきたいとするターゲットのところ、まずは門戸をこじあけてもらうようなところについては、委託のところでは豊富な人脈等を持っている業者のほうにお願いすると。ある程度門戸が開けた段階で、我々がそこに乗り込むような形で現実に向けていくというようなところで、ことしと同じようなやり方で来年度以降も進めたいというふうに予定しているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） これまでのご答弁ですと、新たな分野でのそういったIT関連企業への誘致をするためにというような内容だったように伺えたんですが、最後になりますが、当地域の高校生の就職状況というものを聞いてみますと、もちろん普通科の普通科系の高校での就職希望者の90%は公務員というふうに伺っておりますが、実業系の高校の就職希望者の70%は製造業を希望しているというようなデータがございます。

そんな中で先ほど市長のお話の中にもありましたですが、新たな製造業の立地が進んでいるというような、製造業の誘致が進んでいるというような内容があったかと思いますが、もし差し支えがなければ結構ですが、そうした企業の例えば従業員の規模であったりとか、業種であったりとかというものが現状お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 私のはっきりしない答弁なんですが、これは製造業でございます。製造業で現在も大変大きくやっている製造業、その業務拡張の一環と、こういう感じになってきます。

千葉からの引き合いについても、やはり今ちょっと時間が絡んでいるのは、製造業が地方へきちった工場をつくる場合に、国の支援が、私もよくわからないんですが、あるんで、これらについて本社と国で詰めていることが詰め切れない部分があるんで、ちょっと待ってくれというお話を先日も伺ったところでございます。ちょっと待ってくれなんで、2年待ってくれという話ではないと、こう理解をしております。

地元の高校生の就職につきましても、意外と普通高校は少ないんですね、採っている方。でも、南高は多い。あるいは工業ですね、清峰、それから拓陽、こういうものは、うちはこうですよとデータ見せられますが、1社にするとやっぱり年二、三人。学校も意外と卒業は100人単位で出てくるんですが、この1社に全部行くということではなくて、消防署も市役所も受けていますので、そういう観点から、二、三でも切れ目なく採っていただいているんだなということは理解できますが、新たな工場の進出になったときに、大丈夫だと言っているんですよ、人はいるから。人が採れるかなというのも、その心配の種になっておりますが、いなければ福島でも、どこまででも伸ばせばいいわけで、向こうにもいるとは限りませんが、どうしても栃木県北の高校生の就職先は宇都宮、大宮、東京、こういうところに大きな力が集中しているというか、そういう傾向がありますので、その流れがもし少しでもこの那須塩原に向けば、定住促進の大きな弾みになると、私はそう感じて、この企業の誘致については、発表できるときにはもう胸を張って発表したいなと思っておりますので、そ

ういう状況をご理解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） ありがとうございます。企業誘致の必要性、重要性というのは十分理解しておられると、私も理解しているところだと思います。

全国的に企業の誘致は苦戦をしているので、本市も同様にやはり苦戦をしているというような声も聞いたこともありますが、今、市長のお話にありましたように、本市ではここ一、二年、企業からの引き合いもふえているというふうに聞きました。できればその企業誘致について、法整備や、またその相手方の選定、そして折衝、それから地元の条件整備等、多岐にわたった業務が必要になってくるだろうというふうに思います。そんな中で、その企業誘致のできれば専門集団を構築していただき、攻める姿勢で企業の誘致に取り組んでいっていただきたいということを切に願いまして、この項の質問を終わります。

2、閉校後の跡地活用について。

全国的に少子化によって学校の統廃合が進み、本市においても、これまで4つの小学校が閉校となっており、さらに来年度以降も統廃合の計画があります。

そこで、閉校となった学校の活用について、さまざまな意見があり、小中学校跡地活用検討委員会が庁内に設置され、検討が進められているというふうに伺っております。学校であった施設はグラウンドや体育館備えた、いわば特殊な施設であり、有効に活用できればその地域の活性化にもつながり、市の大きな財産となり得るものと考えます。

そこで、閉校の跡地活用について早急に進めていく必要があるというふうに思うことから、以下の質問をいたします。

閉校となった4校のそれぞれの現状を伺います。

閉校跡地利用の基本的な市の考えを伺います。検討委員会の開催の状況とその内容を伺います。

閉校跡地利用の今後のスケジュールと進め方について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 2の閉校の活用について順次お答えをいたします。

初めに、の閉校となった4校のそれぞれの現状についてお答えをいたします。

閉校となりました学校の跡地につきましては、現在、旧塩原小学校跡地に認定こども園を建設している以外は、具体的に跡地の利用を決定しているところはございません。体育館や校庭をバレーボールや少年野球、またグラウンドゴルフなどの各団体に貸し出しているほか、スポット的に校舎をイベント等に貸し出している状況でございます。

次に の閉校跡地利用の基本的な考え方についてお答えをいたします。

跡地の利活用に当たりましては、民間活力を有効に活用していきたいというふうに考えております。また、活用内容につきましては、本市の施策との整合性や事業の継続性、地域の特性等を十分勘案の上、地域の活性化に資するものであるということが必要と考えております。

次に、 の検討委員会の開催状況とその内容についてお答えいたします。

小中学校跡地の活用庁内検討委員会につきましては、平成25年12月に設置をして以降、これまで数回にわたりまして委員会を開催をしてきている

ところでございまして、跡地の利活用方法について検討を行ってきたところでございます。

この10月には、旧寺子小学校の跡地について複数の事業者から利活用の申し出があったことから、本検討委員会においてプロポーザル方式によりまして、利活用事業者の候補者の選考を実施したところであります。事業内容等について慎重に審議をした結果、残念ながら今回は該当者なしとなりましたが、跡地の有効活用を図るため、今後も引き続き本検討委員会を中心に検討を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、の閉校跡地利用の今後のスケジュールと進め方についてお答えをいたします。

今後の進め方につきましては、閉校となっている各学校跡地の状況が一律ではないということから、それぞれの状況に応じた対応が必要になってまいります。基本的には公の財産ということでありますので、公平性、公正性の確保の観点から引き続き広く提案を募り、地元とも意見交換を行いながら、有効な利活用方策について検討してまいりたいと考えております。

なお、現段階において具体的なスケジュールというものはお示しできませんが、利活用の検討に当たりましては、できる限り速やかに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、再質問させていただきます。

については、現状そう変わってはいないという状況だと思います。

そこで、の再質問でございまして、その基本的な考え方についてですが、民間活力、それから市の施策との整合性、それから地域の活性化、それから地域の特性を勘案してということだったと

思うんですが、確かにこの条件を全て満たすというのはなかなか難しいことなのかなというふうに思っているところでございます。

まず、この閉校となったその施設の利用ですが、市の施設として利用していくのか、それとも民間に売却あるいは貸与していくという考えなのか、まず伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 閉校になりました学校については、基本的には民間活用ということを前提に考えておりまして、現時点では利用者に対しての貸与というものをベースに考えたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、貸与するために施設の改修や整備が生じる場合、そうした場合、市の負担で整備をするというふうにお考えはあるのでしょうか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 貸与事業者が仮に決まったという場合には、それぞれ契約の中で所管すべき事項とありますが、例えば小学校の施設の一部を利用する場合に、希望する事業者が自分で改修したいというような意向もあるかと思ひますし、逆に市としてそこを整備した上で、それをお貸しするというような案件もあるかと思ひます。そういった場合に、やはりケース・バイ・ケースで対応していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

それと、その貸与する場合に、先ほど諸条件が民間活用であつたりとか市の施策との整合性とかというふうな条件があると思うんですが、例えば

そういったところで業種ですとか、こうした分野とかというふうな、そういったものに特定するようなお考えはあるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 貸与業者に対して業種特定ということですが、市の施策ということで総合計画であったり、まち・ひと・しごとの総合戦略であったり、今後、本市が進めるべき考え方が示されておりまして。また、それについては地域というものも、もちろんベースにあるものですから、地域に合った事業ということで、現時点でこういう業種じゃないと受け入れできませんとか、そういったような縛りは持っておりません。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

そうしますと、続きまして の質問になってくるわけですが、再質問になってくるわけですが、庁内に検討委員会というものが数回開催されておるといようなことですが、この検討委員会とは定期的に行われているものなのでしょうか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 検討委員会の開催ですが、状況に応じて開催をするということで定期的な集まりは持ってありませんが、先ほどお答えしましたように10月の段階では、やはり応募が数件あったものに対しては早急に検討したいということで集まっていたということで、今後についても必要性に応じて開催をしていきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、何か外部と伺いますか、どこからかアプローチがあった場

合にこの検討委員会が開かれるというふうな理解でよろしいのでしょうか。また、その検討委員会のメンバーというのは、こういったメンバーが検討委員会になっているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） まず開催については、それぞれ申し込みがその都度、来ている状況ですので、その内容等を事務局で勘案しながら、必要に応じて集める、集まっていたかというものがまず大前提でございます。

それと、検討委員会の構成でございますが、関係する課長、また幹事課の課長補佐等を中心に現在11名で組織をしております、それぞれの視点から内容を検討しているということで行っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解しました。

それともう1点、先ほど寺子小に申し出が数社、何社があったということだったのですが、該当者にはならなかったというようなことだったと思いますが、その該当者にならなかったという理由というのはお伺いしても大丈夫でしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 寺子小に利活用の申し入れがあった、提案があった事業者については、10月の段階で9社ございました。その内容について、やはりしっかりした基準を持って審査をしたいということで、その検討委員会の中では提案いただく理由として事業の目的であるとか運営体制、それと資金計画、それとこれまでの実績などを1つの基準に計画書等を提出いただいて、それを11名の委員で、それぞれ評価点をつけながら選考したところでございますが、結果的には一定の基準ま

で達しなかったということで、今回は該当者がなしと。

なお、今回9社の申し出があったんですが、実質そういった計画書、ただいま私が申し上げましたような計画書等の提出を求めたところ、7社からは辞退があったということで、現実には2社のプロポーザルで実施したというような状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、6月の議会のときにも答弁の中でメディアを活用した取り組みということで市のホームページ、それからみんなの廃校プロジェクト等の掲載によってということでおっしゃっておられたと思うんですが、そうした中で実際に引き合いは、9社が多いのかどうかということちょっと比較がないのでわからないんですが、引き合いはある程度あるというふうに考えてよろしいものでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今、議員おっしゃるよう何件あれば多い少ないというのはちょっと判断できないですが、ホームページ等での公募、また文科省のサイトを利用した結果としては、相当問い合わせが来ているというふうに私どもは考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、引き合いはあるが、いろいろな諸条件で実際にはなかなか決定するのは難しいというようなことなのかなというふうにお伺いをいたしました。

それと、で今後のスケジュールについてもまだ決まっているものはないということで、スケジュールについても、まだ申し上げられないというような内容だったのかなというふうに思います。

最後になりますが、その条件というものを、先ほど言われた条件の中で多少この条件をこういうふうに変えたらとか、この条件をこういうふうに変えたらとかというようなことで、その該当者になり得るとい条件というか、条件の変更があれになり得るといような、そういう希望といいいますか、そういうことは考えられるものなんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 選考に当たったの条件ということで、具体的に申し上げますと、事業としての有効度、それと実現性、継続性、また地域との調和、それと地域への貢献というような項目を検討委員会では設定をして、それぞれの提案について今回プロポーザル方式での選考を行ったわけなんですが、今後そういった条件を変更した中で受け入れる幅を広げるということについては、現時点では条件はこれまで同様の基準をもとに進めていきたい、やはり公の施設ということでございますので、一定の基準は守りながら、より有効な事業者を選んでいきたいというのが考え方の基本になっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解をいたしました。

実は私は、まず利用する分野を特定して進めたらなというふうに思っておりました。初めに申し上げましたように、学校の閉校の跡地でございますので、グラウンド、それから体育館、それから校舎内には理科室や音楽室等があったんだろうというふうに思います。

それらを有効に活用するために、例えばその分野を保育施設というふうに考えた場合に、利用するというふうなことでいきますと、例えば旧戸田、

穴沢については青木サッカー場の附属施設と、それから旧寺子小学校については音楽の拠点施設として野外音楽会場や体育館のライブ活動への貸し出し、それから教室等は地域の合唱あるいは音楽クラブへの貸し出し、いわば文化会館の附属施設、それから今後閉校が予定されている金沢小学校については、数学や科学といった教育の拠点施設、特に自然科学館というふうにしまして、放射能対策の学術的学習の施設となれば、もしかしたら首都圏から遠足のルートにもなるような博物館の附属施設というような考え方をしまして、地元の企業とNPO法人等の協力というものを進めながら、早目にそういったものが進めばいいなというふうに思っているところでございます。

閉校の跡地利用につきましては、まだ暗中模索といったところかもしれませんが、少しでも加速をして進めていただいて、検討委員会に民間の意見も入れるというような考えがもしあるのであれば、いろいろな業界団体の意見を取り入れていただいて、早目に進めていただけるようお願いしたいというふうに思っております。

それから、9月の議会でも市有財産の有効活用について伺いましたが、なかなか庁内での検討が進まないという状況もあったように感じました。私はここでも、この閉校の跡地利用あるいは資産活用の専門の集団の構築を願い、この項の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、引き続きまして、3番目の質問に入りたいと思います。

3、法務事務について。

2000年4月に地方分権一括法が施行されて以来、地方の時代と呼ばれるようになりましたが、現実には人口の首都圏一極集中となり、地方は人口減少時代となっています。地方創生のため、地域の特色を生かした施策の立案や実施及び評価など、地域の活力の創出を図る取り組みが各地で行われております。本市でも例外ではなく、先例のない施策を展開する必要があることから、新たな条例制定や条例改正を行っているところで。

そこで、条例制定や条例改正に伴う法務事務について、以下の質問をいたします。

法務事務について所管する部署を伺います。

条例制定などの際の現在の課題を伺います。

今後の法務事務についての市の所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、3の法務事務について順次お答えいたします。

初めに、の法務事務について所管する部署についてお答えいたします。

本市における法務事務の総括的なものにつきましては、総務部総務課行政係で所管しております。各課における条例等の制定や改正などの素案作成の支援、例規審査委員会の運営、法務能力の向上を目的とした職員向けの研修などを行っております。

次に、の事例制定などの際の現在の課題につ

いてお答えいたします。

本市の条例制定の流れにつきましては、各課で作成しました素案を各部の例規審査会で、その内容や手法などについて検討した後、副市長を委員長とします例規審査委員会において最終的な審査を行っております。また、あわせて庁議などの庁内手続を経ながら条例案としてまとめまして、議会へ上程をしているところでございます。

こうした条例の制定などを円滑に行うためには、他の法令との関係性を正しく理解する法解釈能力、そして素案を作成する立法能力などが必要であることから、手続に必要な助言や調整を行う例規主任という立場の職員を各部に配置しているところでございますが、より多くの職員が法務事務に携わり、個々の意識及び能力の向上を図っていくことなどが課題と考えております。

最後に、の今後の法務事務の市の所見についてお答えします。

ご質問にもありましたとおり、地方の活力を創出するためには地域の特色を生かした政策の展開が重要でございます。そして、政策を具現化し、展開していくためには必要な条例などを立案し、運用していくための立法能力や法解釈能力、政策を展開する中で起こり得る訴訟に対応するための争訟法務能力など、さまざまな法務能力が職員1人1人に対して、より求められていくものと考えております。

市のさらなる発展のため、今後も研修などを通じて、法務能力にすぐれた人材の育成、職員全体の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、再質問をさせていただきますが、 、 、 一括しての再質問とさせていただきます。

まず、所管については総務課行政係ということでございますが、まずその例規審査委員会について再度詳しくご説明をお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 例規審査委員会の詳しい説明というようなことでございますけれども、まず例規審査委員会、こういった職員が委員として構成しているかというふうなことでございますけれども、先ほど申し上げましたように委員長につきましては副市長、副委員長が私、総務部長というふうなことでございまして、あと2名委員がおりますが、1名が企画部長、もう1人が総務課長と、この4名体制というふうなことでございます。

その仕組みでありますけれども、まずはこの例規審査委員会の下部組織としまして各部例規審査会というものがございまして、これにつきましては、各部で例規審査会でありますので、部のほうは9つというふうなことになりますので、9つの例規審査会があるというふうなことでございまして、その中にももちろん行政委員会等も含めるというふうなことでございまして、

条例・規則につきましては、この各部例規審査会のほうで審査をいたしまして、審査したものにございまして、例規審査委員会のほうに上げてくるというふうなことになりますので、最終的にこの例規審査委員会のほうで審査を行うというふうなことになります。

若干説明逆になりますが、各部の例規審査会の中には、先ほど申し上げましたように少なくとも1名の例規主任という者は配置してございまして、各課から上がってきました条例案あるいは規則案、そういったものについて適正なのかどうか、そういったこと、あるいは審査会の中での議論の

中で指導的な役割を果たすというふうなことであります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。
議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、その各部の例規審査会、それから例規審査委員会というもので審査をするということですが、その法務事務を管轄する上で例えば法務事務の外部の専門家などを活用するといったこともあるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 例規審査委員会あるいは各部の例規審査会におきまして、外部の例えば弁護士の方でありますとか、そういった方の助言をいただくというふうなことは、現在は行ってございません。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、職員の法務能力の向上というのを図るために、職員で審査をしているということなんだろうと思いますが、その職員の法務能力を図るための例えば研修を総務課所管で行っているということですが、その研修というのは全員受けたりですとか、もしくはある程度一定の方が、決められた方が受けたりですとか、またはどういった内容の研修を受けているのかということについて伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 研修というふうなことでございますが、研修のほうはこの法務担当であります行政系のほうが主催しているもの、それから一般研修として、やはり法務研修というのをしておりますので、2つの形態があるというふうなことになります。

まず、行政系のほうで主催しております研修でありますけれども、まずは一般職員向けというふうなことでありますから、全職員対象というふうなことになりますが、政策法務研修というふうなことで、これについては外部講師をお呼びいたしまして研修をしているところでございます。内容的には、地方分権改革やそれに伴う自治体の政策形成に必要な法制執務等を学ぶというふうな内容でございます。

それから、もう一つ、これは各部の例規主任あるいは希望者を対象とした研修というふうなことになりますが、法制執務研修というふうなことで、法制執務の基礎や、あるいは用字用語等について学んだり、あとは実際の演習問題をやるとか、そういうふうな研修となっております。

もう一つ、一般研修、人事研修というふうには私たちが呼んでおりますけれども、その研修でありますけれども、これは階層別にやっている研修でございます。1つは法制執務研修というのがございまして、これは対象者を中堅職員というふうにしております。これも外部講師というふうなことで講義のほうを行っているところであります。これにつきましては、条例、規則の立案に必要な基礎的な知識の習得というふうなことで行っているところでございます。

また、もう一つございまして、これも対象につきましては中堅職員で、おおむね10年から15年の職員というふうなことで、法務基礎養成講座というふうなことをやっております。

それから、もう一つ政策法務実践講座というふうな研修もやっております。これは対象者、係長級職員というふうなことで、内容的には政策法務に関する基本的な理解、それから政策法務能力の向上というふうな内容で行っているところでございます。

また、その行政系の法務担当の研修、これもやっているところがございます、これにつきましては全国市町村国際文化研究所での研修あるいは全国市町村職員中央研修所での研修ですね、そんなところで専門的な研修を行っているところがございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） さまざまな法務事務能力の向上の研修は行っているというふうなところだろうというふうに思います。

ところで、本市では条例のほかには法務としては規則と要綱といったものがあると思いますが、条例、規則、要綱、この3種類というふうに認識してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 条例、規則、要綱とかといますのは、発令形式というふうなことになるかと思うわけでありませぬけれども、その発令形式から申し上げますと、条例、規則は同じなわけなんです、そのほかに規則、告示、訓令ですね、その告示、訓令の中に要綱あるいは規定、要領が含まれるというふうな体系となっております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、その条例、規則、その告示、訓令、要綱、全てその例規審査委員会というものに諮られているということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 先ほど例規審査委員会の仕組みについてお答えしたところでありますが、大変申しわけありません。ちょっと言葉が足りなかったかと思えます。その例規審査委員会で審査します対象が条例と規則というふうなことになっ

ておりまして、そのほかの先ほど申し上げました告示、訓令、つまり要綱、規定、要領につきましては、部の例規審査会のほうで審査をするというふうな形をとっております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

それと、先ほど1つ、例規主任というふうなことが各部に9名の方がおられるというふうなお話でしたが、この例規主任という方は何か特別な資格というものがあつた職員ということなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 資格というものは別段求めているものではございません。ただ、各部局等から推薦を受けた方というふうなことで選出をお願いをしているところがございます。

また、この例規審査会の中でその審査をやるというふうなこと自体がその職員の能力向上、研修の位置づけもあるというふうに認識をしているところがございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、法務事務に当たるその法務解釈能力というものの基準というものは、現在は設定はされていないということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 例規審査委員会あるいは部の例規審査会ですね、そのところで審査をするために、その法務能力の基準というものを定めているかどうかというふうなご質問かと思えますが、はっきりした基準というふうなものは設けてはございません。やはり職員個々の能力差というふうなものがございます。

ただ、やはり先ほど申し上げましたように各種の研修、それからこの例規審査会あるいは例規審査委員会を通してレベルアップ、あるいは能力の均一性、そういったものを形成していけばというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 先ほど立法能力、法解釈能力、そして訴訟に対する争訟法務能力の向上というふうに言われて、さまざまな研修その他行っているというようなことでございましたが、自治検というところで、その政策法務の認定基準というものがありまして、シルバー認定、ゴールド認定、プラチナ認定というような段階にのっとった基準があるというふうに思いますが、そうした基準を採用して設定するというようなお考えはないでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいまご質問にありました自治検といえますのは、自治体法務検定というふうな名称かと思えます。これにつきましては、どれくらいの法務能力を持ち合わせているのかというふうなレベルの確認というふうな意味合いで行っているものと聞いております。

私どものほうでは、法務の担当となります行政系の職員、先ほど申し上げました専門的な研修でありますけれども、全国市町村国際文化研究所あるいは全国市町村職員中央研修所で研修を行う際に、その中のカリキュラムの一つとして、これは任意でありますけれども、認定の試験がございます。そこで試験を受けまして、それで認定を受けているというふうなところでございますので、例えば例規主任全体にというふうなところまで行っておりませんが、法務担当職については、こういった研修を受けさせて、そしてそういうふうな

認定というふうなことも今後もやっていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） だんだん大体法務事務の流れというか、内容についてはわかったところでございますが、条例は議決案件だと思いますが、規則その他の要綱までについては議決を要しない案件というふうになっているかと思えます。

その条例を運用するために、実際の現場ではその規則あるいはそういった要綱というものが大部分、実際の行政窓口等では運用等の細かい部分になってくるんだろうというふうに思いますが、我々市民にとっては窓口で「条例で決まっていますから」というふうな話になれば、もうそれ以上ちょっと返す言葉がないというような状態で、なかなか納得がいかない場合がございますが、そういう場合に、その規則や要綱といったものをどういうところに問い合わせをして、どういうところに、もし不都合があるのであれば変更してもらえないかというような申請が出せるとすれば、最初のスタートというのはどういったところに、その部署といえますか、部門といえますか、そういうのはどこということになると考えればよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 条例の制定あるいは改正、条例だけではありません、規則等々あるかと思えますけれども、そういったときにどういうふうな形で改正なりの手続が行われるのかというふうなご質問かと思えますけれども、いろいろな市のほうでは施策なり、そういったものを行っているわけでありまして、まず条例といえますのは、本当に市民の皆様方、住民の皆様方に大きな影響を与えるような方向的なものについては条例で、

その細かい部分については規則に委ねるというふうな形をとっているところがございますので、なかなか議会の中では、その規則までというふうなところは見えない部分があるかと思えます。

また、市民の皆さんについても、なかなか見えないというふうなところがあるかと思えますが、そういったものについては、例えば何かの施設を使うというふうな場合については、こういうふうな形をお願いしますというようなことは広報等、あるいは利用者の方々に細かく説明をしているところかと思えます。

その利用形態等々につきまして、まずやはり一番選定となりますのは、その事業なり施策を所管する課というふうなことになるかと思えます。そんなところで、やはりどういうふうな現在、市民の皆さんからのご要望があるのか、そういったところをきちんと受けとめて、それを改正すべきかどうかというふうなところも含めて、例規のほう、例規の改正ですね、そういったものを上げていく。

ただ、この内容につきましては、例規審査委員会といいますのは、例規として適正な形をとっているかどうかというふうなところを審査するものでありますので、その内容的なところにつきましては庁議というふうな意思決定機関がありますので、そこでの意思決定というふうになるかというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 理解をいたしました。

自治体法務は政策を決定するための設定であり、目的は住民の権利の実現と、また公共の福祉のバランスであると思えます。

地方分権一括法が施行されて以降、法務政策形態の範囲が広がっていると思えます。現状に合った政策をスピーディーに活用する法務事務が必

要になってくるだろうと思えます。そこで、私は法務事務の専門部署というか、係があると私自身もちょっと相談しやすいかなというふうに思っておるところでございますし、必要だというふうに思っております。

本市と同じような規模の他の市で法務専門係の設置をされているという状況については、他市町の状況については把握されているのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ほかの事例、他市町の事例というふうなことかと思えますけれども、やはりどこの自治体におきましても、この法務担当のセクションというのは存在するものというふうには理解しているところでございます。

ただ、やはりその自治体の大小なり、その考え方によりまして、選任のそういうふうなセクションなのか、あるいはいろいろな業務を取り扱う中の一つのセクションとしてなのかというのは、その自治体においての考え方によって、まちまちであらうというふうには考えております。

ただ、先進的なところを見ますと、やはりお話にありましたように、これから本当に独自の施策なりを進めていくためには、条例の改正あるいは制定というものが必要になってくるというふうなことで、例えばでございますけれども、弁護士の勉強をなさっている方、あるいはまさに弁護士の方を特定任期つきというふうな形で採用しているというふうなところも聞いてはいるところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、その設置をしている市については、それぞれのそうした地域の環境の違いによって設置をされていたり、設置を

されていなかったりというような状況があるんだらうというふうに思いますが、本市ではまだそういうものを設置する環境にはないというふうに考えるのか、それとも現在のところ、その必要性がないというふうに理解をされているのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 本市におきましても、それを専門にというふうな係ははまだ今のところございませんが、ただ今現在の状況であります、法務の関係ですね、それだけではなくて、違う業務も合わせて処理をしているというふうなところでございますが、かといひまして、法務業務のほう手を抜いているというふうなことでは決してございません。やはりそれぞれ職員の個々の能力を先ほど来申し上げておりますように、考慮に努めておりますし、そういった専門的な知識、能力、そういったものを高める努力をしているところでございまして、それはやはりその市の考え方というふうなことでございます。

ただ、これがますますその自治体において政策立法能力というふうなものが必要になってくるならば、やはり専門的なところは必要になってくるだらうというふうには考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 今議会にも行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整備ということで議案が出ておりますが、これまで市に対して異議申し立てであるとか、例えばそれが訴訟に発展したりですとか、そういった例というのはあるんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これまでに異議申し立て等の事例があるのかどうかというふうなご質問かと思いますが、実際に監査請求、これは所管は監査事務局というふうなことになるかと思いますが、あるいはそちらのほうで、そういった事例は幾つか散見されるというふうには聞いてございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしたときに対して、現在の法務事務の方法論で十分対応できるというふうに考えておるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） そういったときには、それが発展して例えば裁判になるとかというふうなこともあり得るわけでございますが、その場合につきましては顧問弁護士という方をお願いしておりますので、その顧問弁護士の先生方にご相談をする、もちろん法務を担当する職員につきましても、必要があれば、あるいは要請があれば裁判所のほうに出頭して、それなりの対応というふうなことで現在進めているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。将来的には市政の対応性というところから、そうした不服申し立てあるいは訴訟になっていくことも十分考えられると思いますので、そうしたところの専門性が十分必要になってくるだらうというふうに思います。

そうした中で、そういった専門分野というのが私は必要だろうと思っておりますし、もう一つ現在の要綱、規則の中には合併当時10年前のそのままということで運営されているものがございます。そうした中で時代が10年で随分変わっているところがそのままの状況ということで、多少不都合が

出ると。中身については申し上げませんが、というふうなこともあるんだろうというふうにございますので、その細かいところの条例ではなく、規則、要綱等まで十分地域の状況に合った形での運用ができるような方法論をとっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、私のきょうの3つの項目のキーワードは、専門集団の構築ということによる行政の拠点化ということでございます。市が独自の政策により独自の活性化を図るために、独自の施策を実行していく上で、いわゆる縦割り行政の弊害があるとするならば、その横串をとということと考えますと、拠点化というものが必要なんだろうと、専門的な拠点化というものが必要なんだろうというふうに考えております。

例えば観光振興には観光局、不登校など子ども対策には子ども未来部といったような政策の拠点化によって、目に見える成果が得られているというふうに思います。わかりやすい行政の拠点化を図れるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、3番、相馬剛議員の市政一般質問は終了いたしました。

櫻田貴久議員

議長（中村芳隆議員） 次に、7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番、TEAM那須塩原、櫻田貴久です。通告に従い、市政一般質問を行います。

1、那須塩原市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について。

「地方消滅」の問題喚起は、多くの自治体が入

口減少問題を議会で取り上げる契機ともなりました。政府も2014年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の中でこの問題を取り上げ、東京への一極集中に歯どめをかけること、人口減少の克服を目指した総合的な政策を推進すること、政府一体となって取り組む体制を整備することを表明しました。

2014年9月に内閣官房にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、石破茂地方創生大臣が誕生しました。その後、政府は有識者会議を設置し、人口減少克服に向けた長期の人口ビジョンと5カ年の総合戦略策定に乗り出しました。衆議院解散直前の2014年11月21日は、地方創生関連2法案が成立し、政府の総合戦略と連動する形で、都道府県、そして基礎自治体たる市町村（特別区を含む）の長期ビジョンと総合戦略を策定することが努力義務となりました。

2014年12月27日には、政府の長期の人口ビジョンと5カ年の総合戦略、2015年6月30日にはまち・ひと・しごと創生基本方針2015がそれぞれ閣議決定されました。その後は、地方がどのような総合戦略をつくり、実行していくかが大きな焦点となっています。

そこで、本市のさらなる取り組みについてお伺いします。

本市の人口の推移についてお伺いします。

改めて本市の総合戦略を考え、推進していく上でのコンセプトをお伺いします。また、本市の現状を提示し、市民と一体的に本市の将来を展望し、市民生活の質を維持、向上していくための戦略を推進していく必要性について本市の考えをお伺いします。

戦略の推進に不可欠な市長のリーダーシップについてお伺いします。

ブランドメッセージ「チャレンジing那須塩

原」、またサブメッセージ「一步踏み出す人を応援するまち」として、今後これらのメッセージを活用したシティプロモーションの具体的な取り組みについてお伺いします。

那須塩原市定住促進計画（那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）として、全国で3番目の早さで策定、公表もしました。そこで、今後本計画に基づくさらなる定住促進を推進していくための具体的な施策、タイムスケジュールについてお伺いします。また、市民との連携についてお伺いします。

以上1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 櫻田議員の質問に順次、私からは1番から3番までについてお答えをさせていただきます。

那須塩原市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、本市の人口の推移であります。本市の人口は国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計によりますと、平成27年の11万8,583人をピークに減少に転じ、さらにピークから25年後の平成52年には10万7,484人まで減少すると推計されております。平成22年からの人口減少率は栃木県内で2番目に低い18.8%となっております。

なお、毎月人口統計による平成27年1月1日現在の人口は11万6,973人となっており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計より1,610人が少ない現実を踏まえ、人口減少は加速度的に、これは全国そうなんですけれども、早まっていると考えられます。

また、本市の総合戦略における人口ビジョンの将来推計においては、合計特殊出生率と純移動率

を改善することにより、平成52年には11万2,922人になるという見通しが出ております。

次に、総合戦略推進のコンセプトと戦略を推進していく必要についてもお答えいたします。

私は就任直後から、人々にこのまちに住んでよかった、生まれてよかったと思われるまちづくりの実現に向け、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、地域のにぎわいの創出等の課題を改善すべく、将来を見据えた速やかな対応を行うため、総合戦略を推進してまいりました。

これらは全国的な行政課題となっております人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに落ちないように本市の個性を明確にし、独自の政策を積極的に推進し、選ばれるまちづくりを戦略的に推進する必要があると考えてまいりました。

また、戦略の推進に不可欠な市長のリーダーシップについてお答えをさせていただきます。

本市の総合戦略は、将来を見据えて速やかな対応を図る必要があると判断し、他に先駆けて策定したものであります。これらにより、今年度の当初予算においては総合戦略に関連した事業に合計50億を超える予算を計上し、昨年も同じレベルでございました各種事業を推進しております。特に子育て、教育への取り組みは全国でもトップレベルにあると確信を持つに至っております。今後も引き続き雇用対策を初めとする総合戦略の主要施策を、みずから先頭に立ち、人口の減らないまちづくりの実現を目指してまいります。

なお、このリーダーシップで今思い出したことがございまして、やっぱり考えてみると財政を強くしないとこの50億に及ぶ手が打てないと。こういうのは就任したときから考えておりまして、その第一歩が骨格予算、大変悪評を買いました。皆さんからも注意をいただきましたが、突然やった

ために、これをやらないと今の政策の実現は難しかったのではないかなと、自分では納得しているんですが、こういう形で現在まで進ませていただきました。

そのため、昨年5月8日に、人口問題総合研究所の公表の実に14カ月前に定住促進計画を策定いたしましたしております。これは多分、全国で一、二を争うスピードだったと考えておりますが、無理をしてつくった計画でもございませんでした。また、みずからの今の時代、やっぱり市町村競争の時代に入っている。これは私の言葉ではなくて石破大臣の言葉でありまして、スクラムを組んで同一歩調をとる、こういうことを非常に警戒する時代に入っております、私の信条としては、きのうもお答えしましたが、和して同ぜず、和をもって、周辺とも中でも、そして同じ政策は打たないよと、やっぱり個性のある政策を打つと、こういうことを有言実行してきたと思っております。

一番私が記憶に残ってうれしかったことは、子ども部をつくると言って、大変これも庁内では悪評高かったんですよ。どうやってつくるの。庁舎、座る場所もない。人もいない。でもやると、こう言って、皆さんがそうかと。つくことは悪くない。でも、これをつくるために7億円の基金を要請できたというのは、これは職員なんですよ。私考えていなかったら7億円くれと、こういう形で市長室に乗り込んだんじゃなくて入ってきた職員もおりまして、私、即刻「はい、あげます」と。これ非常にうれしかった。職員がやる気だなと。どこまでできるかやってみると。こういう思いがないと、政策が突き抜けていかない。よそのまねをして絆創膏張るようにしていくと、政策って実行になかなか結びつかないと。

こういう形で今を振り返っても、これなどはもう象徴的な、やる気が起きているな、とってもう

れしく思いまして、これが認定こども園あるいは放課後児童クラブ、そういうものに直接結びついて、今後も子育ての環境、教育にまで踏み込んで子ども部はこれからも頑張ってやっていけるなど、こういう確信を持った次第でございます。

これ、あくまでもこの政策は繰り返しますけれども、どこかでやっているから、私ちょっと非難されることもあって、何でも初物を好きなんじゃないか、日本一とか栃木県一とか。違うんですよ。政策が突き抜けていくと、必ずそうになっているんですね。だから、政策が実行あるものとなるためには、政策を途中で諦めるな、突き抜けるまでやっていけと、こういうことを副市長を初め常に、教育長もそうですが、意思を1つにしてやっておりますので、今後とも計画が早いだけでは何の意味もありません。政策を突き抜けていく、そういう定住促進、まち・ひと・しごと地方版の総合戦略、これの実現に全力をかけると、こういう気持ちで取り組ませていただいておりますので、私からは以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 私からは と についてお答えをいたします。

の今後のブランドメッセージ等を活用したシティプロモーションの具体的な取り組みについてでございますけれども、「チャレンジing那須塩原～一步踏み出す人を応援するまち」は、この地に根づいてきた開拓精神を再認識し、本市の歴史風土、まちづくりの姿勢を表現したブランドメッセージとして創作いたしました。これまでにメッセージを冠したFMラジオ番組の放送、職員採用試験のチャレンジング枠の設定、市誕生10周年記念誌や動画への掲載などにより、市内外への浸透を図ってまいりました。

今後につきましては、これまで以上に「チャレ

ンジing那須塩原」を前面に出した事業を展開することにより、本市のブランドメッセージを確立させるとともに、市民と一体となった移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な事業としては、首都圏在住の子育て世代の家族を対象に、魅力ある本市の市民の暮らしを体験し、市民との交流を図るモニターツアーを2件実施いたします。

まず、今週末12月5日、6日に6組の家族を対象とした1泊2日の宿泊ツアーを実施いたします。参加した家族からはその感想などを聴取するとともに、その様子を写真や映像に記録し、今後作成するガイドブックやPR動画、ホームページなどを通じて情報を発信してまいります。

2つ目は、来年3月に200人程度の日帰りバスツアーを実施いたします。このほかインターネットを活用したPR事業も予定しており、プロの制作者による動画を作成、公開し、インターネット上の拡散により、本市のイメージの浸透、魅力の発信を図るとともに、全国移住ナビなどの情報発信サイトの充実もあわせて進めてまいります。

最後に、の定住促進計画の具体的施策とタイムスケジュール、市民との連携についてお答えいたします。

本市の定住促進計画にお示ししている7つの重点施策の平成28年度実施予定の主な事業でございますが、まず1、雇用では、牛乳等による地域活性化推進事業、企業立地支援事業や新規就農事業、創業支援事業、農観商工連携の推進、また2、結婚では出会いサポート事業、パートナー確保支援事業、また3、子育てでは子育て応援券事業や発達支援体制の整備、認可保育園建設事業、放課後児童クラブの整備、子ども医療費助成事業、妊産婦支援事業、また4、教育では小中一貫校教育推進事業やALT常駐配置事業、ICT教材環境整

備事業、また5、暮らしでは再生可能エネルギー事業の推進、空き家対策事業、定住促進のための通勤住宅取得助成事業、放射能対策事業、広域公共交通推進事業、また6、交流では観光宣伝事業や地域おこし協力隊運営事業、青木サッカー場整備事業、那須塩原駅周辺と黒磯駅周辺の都市再生整備計画事業、定住自立圏推進事業、7、広報ではシティセールス事業、那須塩原ブランドPR事業、ふるさと応援隊運用事業、地域ポータルサイト運用事業などに取り組んでまいります。

また、タイムスケジュールにつきましては、本市の総合戦略は平成27年度から31年度までの5カ年計画でありまして、市民や事業所、金融機関等の委員からなる審議会において毎年度検証を行い、必要に応じて改定しながら事業を推進してまいります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 から については関連をしていますので、一括で再質問をさせていただきます。

本市の人口の推移と長期的な見通しについては理解をしました。そこで、東京在住者の4割が今後地方へ移住を予定、または検討したいと考えていることから、本市への移住への取り組みについてお伺いいたします。

また、具体的な推進方法についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 移住への取り組みと具体的推進方法ということでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたモニターツアーやことし5月に行いましたキックオフイベントなど、首都圏在住の方に情報発信を行うPRイベン

トのほか、全国移住ナビなどインターネットを活用した推進事業にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、移住を考えている方への相談の窓口として、東京にございますNPOが主催していますふるさと回帰支援センターというのがございます。また、国が運営しています移住ガーデンというのがございます、そういった移住の相談会などで情報発信をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、本年度から本市のシティプロモーション課内に移住促進センターというものをつくりましたので、その移住促進センターで、本市へ移住を考えている方に具体的な情報の提供、相談などを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 移住についても、きっちりとした情報発信をしているということを改めて知りました。

そこで、国は2015年度内に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を掲げていますが、本市の取り組みは全国で3番目、なおかつオリジナル、プロパーの計画は非常に評価のできるものだと思います。そこで、地方版総合戦略の中には情報支援、財政支援、人的支援とありますが、まず地域経済分析システム（リーサス）について伺います。また、どのように活用しているのか伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます

企画部長。

企画部長（片桐計幸） これまで行政というのは勘と経験と思い込みで行ってきたというふうに言われており、KKOというふうに言われているというふうに言っておりますけれども、これからは

データを活用した政策の立案というのが重要になってくるだろうということで、地域経済分析システムのリーサスにつきましては、総合計画今第2次総合計画取り組んでおりますが、その中で説明を庁内行的に行っております。

また、去る12月16日には地方創生と総合戦略の検証改定に内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部から企画調整官の方を招聘して、「地域経済分析システム（リーサス）の活用と政策立案」と題しました研修会を開催をいたしたところでございます。職員向けの研修会ということで行いました。

この開催に当たりましては、先ほど午前中の市長のお話にありました本市のアドバイザーの朝比奈一郎氏を介して行ってございます。今後におきましては、地方創生の企画立案、総合戦略の継承、改定にこのリーサスを役立てていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 部長、野球でいえばID野球ですかね。非常に体力、そういった力任せの野球から、野村監督が考えたそういったID野球は非常に優勝するに当たっては役立つ一つの戦略だと思いますが、やっと行政も、そういった意味ではリーサスについてはしっかり取り組んでいるという認識でよろしいんですね。

それでは、次に地域経済分析システム（リーサス）における本市の現状、具体的なデータなどについて伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） リーサスのほう、私も見ておりますけれども、人口につきましては総合戦略の人口ビジョンの中で同じようなデータを使ってございます。また、そのほかでは産業マップでは従業員数では企業単位、事業所単位ともに製造

業、卸小売業、宿泊飲食サービス業の順に雇用吸収力が高いというような数字が出ております

農業マップの部門別販売金額では酪農が圧倒的に大きくて、その後、稲作、養豚、肉用牛、養鶏が続くこと、観光マップでは、県外からの訪問者は首都圏訪問者合計よりも福島県からの訪問者のほうが多いというようなことがわかっております。

今後、各分野において本市独自の視点から分析を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、地域住民生活等緊急支援の交付金についてお伺いします。

まず、地域消費喚起・生活支援型について本市の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 地域消費喚起・生活支援型の交付金ということでございますけれども、本市において3月の補正で出ささせていただきましたプレミアム商品券の発行事業とプレミアム商品券を活用した多子世帯子育て応援事業を該当させてございます。内容等については省略させていただきますけれども、国から1億1,919万7,000円の交付を受けて実施しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 大変大成功につながっていると思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、地方創生先行型について、本市の取り組みにお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 先行型の交付金というこ

とで、これにつきましては、やはり3月の補正予算で計上させていただきました子育て応援券事業を充当してございます。これは国から5,954万円の交付を受けて実施しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） この事業も全国では類を見ない施策と聞いていますので、引き続きお願ひをしたいと思います。

地方創生人材支援制度について本市の考えをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 地方創生人材支援制度につきましては、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材、市町村長の補佐役として派遣しまして、国から派遣をいただいて、地域に応じた処方せんづくりを支援する制度でございますけれども、これ原則人口5万人以下の市町村ということになっていきますので、本市は該当外ということになります。

また、地方創生に係る情報収集や政策的なアドバイスは、さまざまな人的なネットワークを通して受けたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、地方創生コンシェルジュの制度について本市の考えをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 地方創生コンシェルジュの制度ということで、これは地方公共団体が地方版総合戦略の策定や地方創生の取り組みを行うに

当たりまして、国が積極的な支援を行うために設けた相談窓口でございます。

この地方創生コンシェルジュ、県の主催で7月に栃木県担当のコンシェルジュの方と懇談会が東京でございまして、私が行ってまいりました。そのときに、ちょっと知り合いになったコンシェルジュの方、こちらにおいでいただいて、いろいろご相談をしたというような経緯もあります。今後におきましても、情報収集などコンシェルジュの方と連携を積極的にとってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、次に若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられる本市の取り組みについては非常に評価のできる施策だと思いますが、PR、移住促進センターなどの仕方についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 移住促進PRということでございますけれども、ウエルカムガイド子育て編というのを作成をしております。また、今後も引き続きいろいろな内容の暮らし編とか、いろいろそういったいろいろな内容のウエルカムガイドを作成をしていきたいというふうに考えてございます。

また、移住促進センターではワンストップでの移住希望者の相談に対応するため、結婚、出産、子育てのほか、ウエルカムガイドも含め、移住に関する市の施策の各種パンフレット等を集約した1冊のファイル等もつくっていききたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひわかりやすく積極的

に進めていただきたく強く要望いたします。

それでは、次に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する定住自立圏広域連携など本市の取り組み、進捗状況についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 地域と地域の連携ということで、具体的な連携としては、本市が中心市となっております那須地域定住自立圏、また構成自治体となっています八溝山周辺地域定住自立圏がございます。どちらも共生ビジョンを策定して現在進めているというところでございます。

また、最近の傾向としましては、目的を共有した全国的な自治体間のネットワークもありまして、新幹線沿線の自治体との連携等、エリアを拡大した連携も多く取り組まれているようなことがございます。本市が目指す方向性と一致するものであれば、そうしたものにも積極的に参画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 八溝山周辺地域定住自立圏では1,500万、那須地域定住自立圏では8,500万、現時点での予算の執行状況についてお伺いします。

また、将来については新幹線沿線での課題、問題点を共有する新幹線サミットを開催してみてもどうか、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 定住自立圏の推進に当たりましては、特別交付税が国から参ります。八溝山のほうの構成市町村ということで1,500万円ということで、これについては1,500万が充当されるという予定になっております。また、那須地域

定住自立圏につきましては、11月に共生ビジョンが策定されまして、今年度からということになっておりまして、観光宣伝、公共交通、オープンデータの推進などで約2,300万円ほどを申請をしているところでございます。

1,500万と8,500万で合わせて1億ということではない。総額8,500万ということになりますので、合わせて合計ですと3,800万円ほどの措置になるだろうというふうに見込んでおります。

また、新幹線サミットということでございますけれども、10月に大宮駅を結節点とする東日本連携フォーラムというのがさいたま市で行われてございます。東北新幹線、上越新幹線、また北陸新幹線の沿線の各自治体の首長さん等が集まりましてフォーラムを開催したというのがございます。

その中で、ある首長さんから、これ私、出席したんですけれども、首長さんから連携しましょうみたいな話もいただいていることがございます。目的が共有できる、そういった取り組みであれば、考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 新幹線サミットは夢のある話だと思うので、ぜひ本市がイニシアチブをとって進めてもらえば幸いです。

また、地方創生の進化のための新型交付金を今後、本市としてはどのように活用していくのか、本市の考え、次年度へ前向きな取り組みをお伺いいたします。また、現時点での取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 新型交付金ということで国の戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充強化するために、国のほうで支援をしてい

ただくというような内容のものでございまして、先駆的優良事業というのを取り組む事業ということになってございます。

具体的な内容、まだ示されてない状況でございますけれども、本市が他市に先駆けて策定した定住促進計画、また総合戦略の中で子育て支援や観光の分野において多くの先駆的事業が計上されてございますので、新型交付金も積極的に活用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、改めて本市のブランドメッセージの誕生について、その経緯についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 「チャレンジing那須塩原～一步踏み出す人応援するまち」というブランドメッセージにつきましては、ご存じのとおり、若手職員のSPACと市民の方、一緒になってつくり上げてきたものでございます。その過程におきましては、シティプロモーションの第一人者である東海大学の河井教授のご指導、またそのほかにもプロのコピーライターの方のご支援等もいただきたながらつくってきたという経緯がございます。

ブランドメッセージは市民が共感し、かつ地域

外の人には端的に本市の魅力が伝わる言葉づくりをコンセプトに、市の歴史風土、地域資源などを発見、再認識するためのフィールドワークや本市の強みと弱みを出し合い、参加者相互が共有して、たくさん出された言葉を1つのメッセージにまとめ上げているワークショップを重ねてつくり上げてきたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、今、那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に若手職員がどのようにかかわって取り組んでいるのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 先ほど申しましたSPACは、シティプロモーションという点から日々いろいろな事業に取り組んでいただいているというような状況でございますけれども、そのほかに今年度に入りまして、政策課題に対する調査研究を行うため、政策形成研究会というものを若手職員を中心につくり上げたところでございます。今後、総合戦略の検証・改定におきましても、この研究会を活用して政策課題の研究、将来を担う若手人材の育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、最後になりますが、市長の並々ならぬ決意を感じます。本市の経済の活性化を実現するためには、官民連携、地域連携、政策間連携を通じ、本市を支えるサービス産業の生産性を向上させる取り組みや新たな需要を喚起する取り組みなどによって本市の稼ぐ力を高めるとともに、本市の価値の向上、定住や生

活の基盤となる雇用、所得の安定などの施策推進を図る取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 地方創生におきましては、今年度中にほとんどの自治体でまち・ひと・しごと創生総合戦略ができ上がるということで、先ほども市長から話がありましたように、自治体間競争がまさに始まっていくというような状況下でございます。

本市の特性、強みを生かしまして、他との差別化を図る施策の推進というのがまさに求められる、そういうふうに思っております。これまで本市が定住促進として取り組んできた英語教育を初めとした教育施策や待機児童ゼロや子育て応援券の発行等の子育てに関する施策につきましては、そうしたものの代表になるだろうというふうには思っております。

また、鍵を握る雇用につきましては、本市の交通アクセスの優位性等から、工場誘致とあわせてサテライトオフィス等の誘致にも取り組んでまいりたいということで、先ほど市長から答弁があったところでございます。

また、さまざまな分野での企業等の進出に対応できる企業誘致の条件等の整備も、これから図っていくということで市長から答弁があったところでございますので、そのようなところで図っていききたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ市長のトップセールスにも期待をしています。

最後の最後になります。本市のポテンシャルの高さをどのように感じているのか、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 本市のポテンシャルの高さというところでは、まず交通アクセスの優位性というのがあるかと思います。新幹線の駅がございいます。また、在来線の駅が3駅ありまして、高速道路のインターチェンジが2カ所あるということで、これだけの交通上の優位性がある自治体というのはそうはないというふうに思っております。

そのほか生乳生産本州一を初めとしてた農業関連の産業、観光面でも日本の温泉百選に入る塩原温泉、板室温泉がございいます。また、インターチェンジ付近には大規模な商業施設、観光施設もございいます。

しかしながら、これまで余りこういったポテンシャルの高さが連携ができてなかったんじゃないかなというふうに私感じていたところがございますけれども、外部からの人材の登用等というようなよそ者目線というものも入ってくることによりまして、このところうまく回り始まってきたなというふうに感じているところがございます。

これからの地方創生に必要なものは、地域の個性、特性を生かしたまちづくりでございまして、本市の高いポテンシャルをいかに生かしていくかということでございます。そうした取り組みの中では官民連携というものが非常に重要だというふうに認識してございます。

「チャレンジing那須塩原～一歩踏み出す人を応援するまち」の実現がまさに求められているというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 人口減少問題、地方消滅を避け、真の地方創生へ進むシナリオとは、まさに今、本市が取り組んでいる那須塩原市のまち・ひと・しごと創生総合戦略ではないでしょうか。

阿久津市長が就任当時から進めているこの問題に関しては、市長の政治センスを感じます。政治が世の中の課題を解決することであれば、その一つのツールが政治家ならば、阿久津市長には敬意を表します。ぜひ那須塩原市の将来、未来のために突き抜けていただきたいと思います。

本市の取り組みは全国でも類を見ない早さで取り組み、なおかつオリジナルプロパーの計画、そして若い職員が今もなお積極的にかかわっていること、全てに評価のできることだと思います。そのかいあって、全国から本市を行政視察に来る自治体が後を絶ちません。今までになかった現象です。何よりも本市の取り組み、阿久津憲二市政が全国でも高く評価されていることのあらわれだと思います。那須塩原の市会議員として誇りに思います。今、市会議員、そして改めてシビックプライドを感じているところであります。議員の皆様、職員の皆様、そうとは思いませんか。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。これでこの項の質問を終了します。

続きまして、2、観光行政について。

本市はこれまで、本市の強みである情報発信（メディアミックス）を有効に使い、ラジオ、テレビ、新聞、鉄道媒体における告知を同時的、波状的に行い、顧客の購買動機を掘り起こし、今まで塩原温泉、板室温泉を知らなかった、また忘れていた観光客に来訪意向を芽生えさせる機会をふやしました。また、観光入り込み数及び宿泊客数の増加を目的とし、首都圏を中心とした幅広い地域や年齢層に対する知名度の拡大と温泉を軸とした観光地のイメージアップを図ってまいりました。

そこで、本市の観光の現状についてお伺ひいたします。

本市は夏季にハローキティキャンペーンを行いました。夏季期間の観光入り込み数と宿泊客

数及び推移についてお伺いいたします。

観光経済新聞社の日本の温泉百選におけることしの塩原温泉、板室温泉のランキングについてお伺いします。

秋のプランの実施状況についてお伺いします。

今後、冬のプラン、春のプランを実施していくことで塩原温泉と板室温泉の1年を通してのプランが完成するが、今後どのように進めていくのか、具体的にお伺いします。

複合的、継続的な情報発信「メディアミックス」の今後の計画についてお伺いします。

本市の観光は今、非常に注目を集めています。今後、観光局や観光協会とどのように連携し、本市の観光の発展に結びつけていくのかお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、2の観光行政について順次お答え申し上げます。

初めに、の夏季期間の観光客入り込み数と宿泊数及び推移についてでございますが、市全体の7月から9月の観光客入り込み数は301万8,358人ということで、対前年比較で約2%の減、宿泊数につきましては29万9,730人ということで、対前年比較で約4%の増となっております。

夏のキャンペーンを行いました塩原及び板室地区の観光客宿泊数の推移を見てみますと、9月の大雨の影響によりまして、塩原地区で対前年比の約5%に当たります2,821人が減少しておりますが、7月には両地区で対前年比約6%に当たります4,219人、8月には約4%に当たります5,101人が増加しており、3カ月間の合計では約2.7%に当たります6,782人の増加となっております。

次に、の観光経済新聞社の日本の温泉百選における今年の塩原温泉、板室温泉のランキングについてお答え申し上げます。

本年の観光経済新聞社の日本の温泉百選の結果発表につきましては、12月下旬となっておりますので、最終結果はまだ発表されておませんが、10月の中間発表の時点で塩原温泉が昨年の47位から40位に、板室温泉が昨年の96位から84位にそれぞれ順位を上げております。

次に、の秋のプランの実施状況についてお答え申し上げます。

10月から11月にかけての2カ月間、観光局が実施いたしました秋の紅葉グルメプランは、地元の肉料理と地元産牛乳を使用したデザートを提供を共通特典といたしまして、宿泊者限定の平日紅葉バスツアーの運行を行うなどの内容となっております。約30の旅館・ホテルが参画していただいて、秋の紅葉シーズンのさらなる誘客を図ったところでございます。

次に、の1年を通してのプランを今後どのように進めていくのかについてでございます。

12月からのプランにつきましては、鍋料理など宿の自慢の温かい料理と温かいドリンクの提供などを共通特典といたしまして、地域の特色を生かしたイベントを温泉地ごとに考案するなど、冬ならではのプランを観光局において取りまとめました。

また、春のプランにつきましても、共通の食材と季節に応じた特典などを考案し、観光局において取りまとめ、今後プロモーションを実施していく予定でございます。

次に、の複合的、継続的な情報発信「メディアミックス」の今後の計画についてお答えいたします。

4月から実施しているラジオによる市のPR放

送及びJR主要駅へのパンフレット、ポスターの掲示、ウェブサイトや新聞による告知等を継続するほか、春に向けたテレビでの特集番組を観光局において現在企画中でございます。

最後に、の観光局や観光協会とどのように連携し、本市の観光の発展に結びつけていくのかについてお答えいたします。

市全体の観光戦略やプロモーション等を担う観光局、そして観光地としての品質管理を担う個々の施設あるいは観光協会との連携協調をさらに深めることによりまして、より効果的な観光誘客に結びつけていきたいというふうと考えておりますので、今後も観光局を中心として共通の戦略のもと一体となって取り組んでいけるよう努力をしまいいりたいというふうと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、より順次再質問をさせていただきます。

ハローキティキャンペーンは宿泊客にどのようところが好評だったのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 宿泊客に好評だった点ということのお尋ねでございますが、やっぱり幅広い層に人気のあるキャラクター、ハローキティに対しましては、多くの方が大変にいい印象を持っていらっしゃるということで、そんなことからいたしまして、ハローキティのオリジナルグッズのタオルというものが大変好評だったというふうに聞いているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） タオルはメイド・イン・ジャパン、今治メイドでしたね。まさに本物中の本物のタオルを使ったことなどは木下審議官のこ

だわりを感じます。まさに他市にはない差別化だと思います。私はブランド志向ですので、こういう事業は大好きです。

そこで、ハローキティキャンペーンは事業者にはどのようなところが好評だったのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 事業者にはどんな点が好評だったかということのお尋ねでございますが、オリジナルグッズの共通特典と、あとは宿のアイデアごとを凝らした特典などがあったということで、そういうものに対して大変お客さんが喜んでいただいたということと、あとは当然のことながら増客、誘客の増につながったということが大変よかったことだというふうに伺っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 本当に夏季のハローキティキャンペーンは非常に差別化があって、非常によかったとは思いますが、大雨の影響により9月は少し残念ではありましたが、おおむね成功だったと思います。しかし、今後もこのような企画は続けていくのかをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

今回、初めて実施した夏のキャンペーンにつきましては、年間を通して、大変に大きな集客の山となる夏場の誘客対策として、ファミリー層にターゲットを絞って実施したものであるということでございます。今後につきましては、今回の反省点などを集約して、より効果を高めながら継続していけるよう、より磨き上げをしていきたい

というふうに考えております。

そして、本市の夏の観光地としてのイメージアップとさらなる誘客といったものにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、の再質問に入ります。

日本温泉百選におけることしの塩原温泉、板室温泉のランキングは順位を上げていますが、要因についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ランクアップの要因についてでございますが、こちらについては今まで徹底して行ってきました首都圏を中心としたプロモーション、そういうものが功を奏しまして、じわりじわりではございますが、認知度あるいは観光地としてのイメージアップというものが形成されつつあるといったことで、そういうことに対する結果がこのように出てきているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） かなり認知度は上がってきていますが、今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後の取り組みについてということでございますが、日本の温泉の百選へのランクインというものは、本市の観光をPRする上で、この上ないわかりやすいツールというものを得たと思っています。したがって、これを今後、最大限に活用しながら、今後も引き

続いて首都圏を中心としたマーケットに対して、我々としてできる範囲でのプロモーションというものを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 常日ごろ市長が言っています全国には3,000の温泉地があると。その中で百選に選ばれて、去年が板室温泉が90位ですか、おもしろい話で、ことしは見ていたら90番台になかったと。もっと先を見ればあったんですね、多分、80番台と言っていますから。そんなことも笑い話にはなっていますが、ぜひこういったものも、今、部長が言ったようにツールとして大いに役立ててもらいたいと思います。

日本の温泉百選のランキングアップに伴い、関係者はどのように感じているかをお伺いします。また、今後どのように連携していくのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ランクアップを関係者はどのように感じているのかと、あとは今後の連携についてということのお尋ねでございますが、日本の温泉百選への昨年のランクイン、そしてことしのランクアップについては、当然のことながら知名度やイメージが徐々に向上していることのあらわれだということで、地元の関係者も大変喜ばしいことだというふうにおっしゃっております。そんなことからしまして、今後も関係者と連携を深めながら、しっかりとこの順位に恥じないような観光地としての資質の向上といったものに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 本市の行っているプロモ

ーションは非常に評価ができます。余裕を持って受け入れ態勢の最終的な整備、そういったものにもきたのかなというふうに感じています。そんなわけなので、の再質問に入りますが、秋の紅葉グルメプランの評判についてお伺いをいたします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 秋のプランの評判についてということですが、こちらについては先ほどもお答えいたしました、半日の紅葉バスツアーというものを実施したということでございます。これによって、その時々が一番の紅葉の見ごろといったスポット旅館の方々が交代でガイドし、ご案内をしていただいたということでございます。

こんなことから参加者からは、すばらしい紅葉と地元ならではのガイドが大変ありがたかったということで、ぜひまた参加したいといった声が多数寄せられているといったことを伺っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ来年も継続的にやってもらいたいと思います。何せ昔から継続は力なりという言葉があるとおり、積極的にこの辺の事業を進めてもらいたいと思います。

また、地元産の肉料理、地元産牛乳を使ったデザートを提供を共通特典としていますが、具体的な内容とPRの仕方について改めてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 共通特典の具体的な内容とPR方法についてということですが、具体的な内容といたしましては、地元産の肉

料理ということで、栃木和牛を使った陶板焼き、あるいはとちぎゆめポークを使ったステーキなどがあったということでございます。また、デザートにつきましては、牛乳プリン、アイスクリーム、牛乳寒天などがございまして、いずれも各旅館が趣向を凝らしたメニューを提供していただいたということでございます。

このようなことを地元の材料を使っていると、そして、おいしいものをつくったということのようなことを宿泊客にちゃんと伝えるように告知の際もPRいたしましたし、旅館で食事を提供するときも、しっかりPRさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、次にの再質問に入ります。

今、観光局において各プランの取りまとめなどを積極的に取り組んでいますが、地元関係者との意見交換会や連携などはどのようになっているのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 地元関係者との意見の交換会あるいは連携についてのお尋ねでございますが、現在観光局におきましては、各温泉地の旅館経営者であったり、あるいは旅館組合あるいは観光協会の関係者などが月に2回程度集まっていたり、具体的なプロモーションあるいはプランの内容について協議や意見交換を交わしているというようなところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そこで本市としては非常にうまいものが多く、ほかの地域に比

べれば恵まれていることと思うことから、本市の代表的な食材についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 本市の代表的な食材ということでございますが、こちらについては言うまでもないということで、まずは生乳生産本州一ということで、おいしい牛乳がございます。そして、生乳を生かしたチーズ、ヨーグルト等の乳製品、さらには大根やカブなどの高原野菜、イチゴなどの果物、栃木和牛、最後になりますが、特Aのお米等々豊富なおいしいものというものが当地には存在しているというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、本市の強みでもあります観光局のプロモーションは非常に評価ができます。そこで、今後のプロモーションをどのように実施していくのか、新たな取り組み、または計画について具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後のプロモーションの新たな取り組みということでございますが、冬のプランにつきましては、宿泊プランとあわせて温泉地ごとに実施する冬のイベントといったものを同時に告知していきたいというふうに考えております。

塩原温泉におきましては、中心街に手づくりの竹灯籠、約1,000基を並べ、幻想的な明かりをともしイベントを冬の塩原竹取物語といたしまして実施いたします。

また、板室温泉では地区内に3つある板室温泉神社、籠岩神社、木の俣地藏で祈願した御札を宿

の温泉の湯口にお供えし、温泉に入ることをご利益が得られる三大祈願祭というものを開催する予定でございます。

これらのイベントを冬のプランと一緒にPRすることによりまして、冬の観光地としてのイメージアップ、さらには誘客というものにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 塩原温泉の冬のプランも非常に期待が持てますし、籠岩神社などは乳がんにも効くというような神社なので、その辺もしっかり告知をしながら観光振興に努めてもらえればと思います。

次に、 について再質問をさせていただきます。

ポスターの掲示などは非常に評価のできる取り組みだと思います。特に5連のポスターなどは本市の観光のPRとしても近年にないデザインで、わくわくドキドキするデザインでしたが、さらなる取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） さらなる取り組みについてということでございますが、今後におきましても、JRなど多くの方が利用いたします交通機関など効果的な場所におきまして、歴史ある温泉地と四季折々の見どころなど伝えるポスターというものを掲示いたしまして、知名度の向上、イメージアップといったものを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） こういった事業も積極的に取り組んでいってもらえればと思います。

また、観光局で現在企画中のメディアミックス

の進捗状況並びに今後の計画についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後の計画ということでございますが、現在計画中の春に向けたテレビによる特集番組というものがございます。こちらにつきましては、温泉を中心に本市の魅力を伝える旅番組といたしまして、3月に放映できるよう現在準備を進めているということでございます。

また、インバウンド対策の部分があるんだと思うんですが、訪日中国人向けのPR番組の中で本市の特集を行いまして、首都圏に放送エリアを持つテレビ局と中国本国のテレビにおいて、来年1月に放送を行う予定で現在準備を進めております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 本市でも試みがうまくいって既に成功例が出ていると思いますが、改めて成功しているメディアミックスについて詳細にお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 成功しているメディアミックスについてということでございますが、やはりメインターゲットである首都圏といったところにしっかりと絞って、集中的にさまざまな媒体を使うことによって、告知を行ってきたと。その結果といたしまして、「最近よく聞く観光地だね」だとか、行ってみたい観光地としての認知というものがされつつあるのかなというふうに私も思っております。

今年度においては、特に秋の紅葉シーズンに集中的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、交通機関へのポスターの掲示等々を行いましたが、観光客か

らの問い合わせといったものも大分いただいているということでございますので、今後もその効果といったものを検証しながら、より効果的なメディアミックスによるプロモーションといったものをしっかりと展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、今ちょっとインバウンドの話が出ましたが、本市の外国人向けのガイドについて多言語対応についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

本市で作成しております観光ガイド用のパンフレット等につきましては、英語、中国語、韓国語を併記しております。また、ご案内のとおり、電子ガイドブックとしてスマートフォンやタブレットから利用できるココシル那須塩原につきましては、日本語に加えまして、中国語については繁体と簡体、そして韓国語、英語、フランス語と6カ国語に対応しているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それと、先ほどちょっと訪日プロモーションのちょっとビデオなんかの話も今出ましたが、本市は訪日プロモーションをどのように考えているのか、また新たな切り口での展開をどのように考えているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

本市の外国人に対するプロモーションにつつま

しては、外国人旅行者のFIT化、いわゆる個人旅行の傾向が進んでいるということから、富裕層の個人客といったものをターゲットとしたプロモーションというのを基本にしているということでございます。ほかの観光地の団体旅行といったものを誘致する対策とは一線を画しているということでございます。

これはなぜかと申しますと、本市の温泉街そのものは宿泊施設もその多くが小規模旅館であるということから、そういう意味からしましても、多くの団体を取るということにも少数の富裕層にターゲットを当てているということでございます。このことがやっぱり本市の観光資源を生かして、また最大限に活用することに通じていくのかなというふうに確信しております。

また、今後の展開ということにつきましては、現在は中国上海の富裕層を中心にプロモーションを実施しておりますが、経済成長が著しく、訪日観光客もふえております東南アジア地区の富裕層にも今後ターゲットを絞った中でプロモーションができないかどうか、そんなことについても検討材料として今いろいろと議論しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、最後に について再質問をさせていただきます。

改めて本市の観光マーケティングについてお伺いします。マーケティング的に考えると、本市の今の観光は温泉と食と花のセグメントを武器に、首都圏にしっかりアピールできていると思います。また、それらの観光客にどうすれば来てもらえるのかのターゲティング戦略もうまく機能していると思います。

そこで、本市としてはかたくニーズをつかんで

いると思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 本市の観光マーケティングについてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、本市は東京から新幹線で約1時間15分、東北縦貫自動車道で2時間圏内という立地条件から、巨大なマーケットでございます首都圏をメインターゲットとしまして、年間100万人を超える宿泊者といったものを確保するため、幅広い年齢層を対象にプロモーションを現在積極的に進めているということでございます。

また、日本人の旅行の目的は何年も前から1位が温泉で、次いで自然景観や食となっております。これらの観光資源といったものをさらに磨き上げ、効果的に発信していくことが重要であると捉えております。今後につきましても、この基本的な考え方によりまして、本市の観光マーケティングといったものを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 本市の観光は、観光客が何を求めているか、本市の中で細かくセグメンテーションを行う緻密なマーケティングが必要なことは言うまでもありませんが、観光客が楽しめる、充実した旅を提供することだと思います。

そこで、本市の観光振興のために整備しなければならないコンテンツについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 整備しなければならないコンテンツについてのお尋ねでございますが、

こちらにつきましては先ほども申し上げましたが、旅行の目的の第1位は温泉、次いで自然景観や食ということになっておりますが、それらはまさに本市には本当にすばらしいものがあるというふうに私どもは認識しております。そのため、現在各地域において自主的に進めておりますハナモモ植栽による春の花の名所づくりであったりだとか、地元食材の発掘や磨き上げ、その提供、さらには基本となる温泉や旅館での質の向上等々を行うことが大変重要であるのかなというふうに捉えております。

年間を通して、季節ごとのプランというものをつくる中で、温泉を基本としながら季節ごとの景観や食の魅力といったものを育てまして、そのよさをきちんと観光客に伝えていく、そういう方法についても見出していくことがより効果的なプロモーションにつながりまして、観光地としての質の向上につながっていくものだというふうに確信しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 部長にはきれいに締めていただきました。本市の観光の取り組みを成功させるためにも、やはり観光を産業として考えるべきではないかと考えます。

もともと観光は本市の基幹産業でもありますし、非常に裾野の広い分野でもあります。観光業は世界各国が注目している大事な収入源になっています。つまり世界中が競争相手ですので、そうは甘くないと思います。

しかし、本市としては知名度も年々上昇し、かなりの勢いで知名度が上がっています。お金を落とす観光客を迎えるためにも、産業として考えるべきではないでしょうか。

そもそも観光とは、観光客をおもてなすのでは

なく、お金を払ってくれる観光客にしっかりとしたサービスを提供することだと思います。ぜひ木下審議官を中心とした本市の観光の発展に期待をしています。

皆様もご存じだと思いますが、本市の観光のビジョン、そのビジョンに向かってミッションが着々と進められているところです。ですから、私は一議員としてできること、パッションを持って支援したいと思っています。ぜひ頑張ってください。

これで、この項の質問を終了します。

3、国民体育大会に向けたスポーツ施設の整備について。

2022年に本県で開催される第77回国民体育大会の県準備委員会第4回常任委員会が開催され、会場となる自治体の第3次選定としてバレーボールやバドミントンなど7競技8種目の開催地が承認され、本市としてもソフトテニスさらに承認されました。

なお、会場地の最終決定は来年度に行われる中央競技団体の視察を経て、2017年度中になる見通しと新聞発表がありました。

そこで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の候補、さらに2022年の国民体育大会の種目決定に伴う本市のスポーツ施設の整備計画についてお伺いします。

現段階での国民体育大会に本市で開催される競技種目についてお伺いします。

開催予定種目の施設の整備内容並びに現在のスポーツ施設整備計画との整合性についてお伺いします。

国民体育大会は2022年と決定していることから、スポーツ施設整備のタイムスケジュールについてお伺いをします。

東京オリンピック・パラリンピックのキャン

ブ地の誘致について、本市の考えをお伺いします。

スポーツ施設整備計画を推進する上で、現時点の課題と今後の対応についてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、3の国民体育大会に向けたスポーツ施設整備について順次お答えをいたします。

初めに、 の本市で開催される競技種目についてお答えをいたします。

先月行われました第3次選定までに内定している競技種目はトライアスロン、ゴルフ、女子サッカー、ソフトテニスの4種目となっております。トライアスロンについては毎年開催されております学生トライアスロン大会の実績があること、またゴルフにつきましては立地環境がよいということ、女子サッカーにつきましては既に3面のグラウンドが整備されていること、ソフトテニスにつきましては以前にも国民体育大会の会場になったという実績があることなどがそれぞれ評価されたものと考えております。

続きまして、 の開催予定種目の施設の整備内容並びに現在のスポーツ施設整備計画との整合性についてお答えをいたします。

トライアスロン及びゴルフにつきましては、主に民間施設が会場となるため、新たな施設の整備というものは必要がないというふうに考えております。

ただ、トライアスロンにつきましては、ランやバイクのコースの整備が必要になってくるのかなというふうに考えているところです。

また、女子サッカーにつきましては青木サッカー場での開催となりますが、既に人工芝2面、天

然芝1面のグラウンドが整備されており、現在は管理棟を建設中であるということ、また今後はDグラウンドの整備が行われることから、さらに充実した環境での開催が可能になり、施設整備計画との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

ソフトテニスにつきましては、黒磯運動場での開催となります。国民体育大会の開催には20面のコートが必要とされていることから、現在整備されております12面の人工芝のコートに加えまして、今後第3テニスコートとして8面の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、野球場本球場の整備の関係から、施設整備計画のスケジュールとは一部変更が生じているというのが現状でございます。

続きまして、 のスポーツ施設整備のタイムスケジュールについてお答えをいたします。

国民体育大会に関連した施設の整備につきましては、青木サッカー場のDグラウンドを人工芝として平成28年度から整備をする予定でおります。また、黒磯運動場の第3テニスコート8面につきましては、平成29年度に設計を行いまして、平成30年度に工事を行う予定で考えております。

続きまして、 の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致についてお答えをいたします。

キャンプ地誘致の件につきましては、ことし3月議会で山本はるひ議員の会派代表質問で答弁しましたとおり、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から提出された施設の基準が非常に厳しいということ、これらの基準を満たしている施設が現在、市にはないというところでございます。

しかし、ことしオーストラリアのラグビーチームの視察を受けるなど、本市の充実した施設や恵

まれた環境が評価されていることから、今後も引き続き情報収集に努め、誘致の可能性について検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、の計画を推進する上で現時点の課題と今後の対応についてお答えをいたします。

現時点での課題といたしましては、社会状況等の変化に伴いまして、労務単価、また資材単価の高騰などによりまして、当初見込んでいた事業費での整備が難しいというのが現状となっております。また、駐車場の確保など施設整備面での課題がございます。さらには、スポーツに対する市民ニーズへの多様化への対応などソフト面での課題も挙げられるかと思えます。

一方、屋内施設におきましては、耐震化による安全対策の課題が現在考えられております。

今後の対応といたしましては、これらの課題や市民のニーズを把握しながら、より効率的な整備に努めるとともに、国民体育大会に伴う施設整備の要望にも可能な限り応えられるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時06分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、から順次再質問をさせていただきます。

本市で開催される種目は、これが最終決定なのかお伺いします。また、新たに追加される種目に

ついてお伺いします。

また、決定ではないが、馬術競技種目が来ているという話を聞きますが、その辺の状況についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在決まっている4種目が最終かということですが、本市では6種目について希望を上げておりますので、最終決定までにはまだ期間がありますので、今後の動向によっては追加がある可能性もあると思っております。

その追加について現在手を挙げている中では、馬術競技、それとソフトボールがまだ決定されていないというのが現在の状況です。

それと、馬術関係につきましては、県の準備委員会のほうに確認をしたところ、今回の国体に対して希望を出しているのは本市のみというふうに聞いております。ただ、施設の条件が相当厳しい内容になっておりますので、現在県の協議会で内容を検討しながら、私どものほうにも一部相談が来ているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 現時点ではそういったことで、本市が積極的にどうのこうのというよりは、とりあえず6種目手を挙げているというような形で既に4種目が決まっているということなので、これも他市に先駆けて本市のポテンシャルの高さとか、そういったものを十分に加味、こういった形になっていると思うので、引き続き動向を見ながら進めてもらいたいと思います。

それでは、についての再質問をさせていただきます。

トライアスロン及びゴルフの民間施設の会場について具体的な計画についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） まずトライアスロンでございますが、毎年開催しております戸田の調整池を中心として戸田地区、青木地区のコース設定で行う予定であります。

また、もう一つのゴルフでございますが、本市にございます塩原、ハウライ、西那須野の3ゴルフ場につきましては、非常に立地が近接しているというようなことで、そちらの施設整備については、改めて現時点ではこういったものが必要というような情報が県の準備委員会からもまだ出ておりませんので、そういったところは今後、調整をしながら必要な整備については検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、トライアスロンのコースの整備の課題と具体的な整備内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） トライアスロンのコース設定の課題と具体的な整備の状況ということでございますが、まず課題といたしましては、やはり地域を会場にするということでございますので、市で管理している市道のみならず、やはり地域の方々の協力というのは欠かせないというふうに思っておりますので、まずそういった部分については決定をいただいておりますので、開催に向けて調整をしていくというような課題が残っているかというふうに考えております。

それと、施設整備についてでございますが、やはり市道また県道等が会場になるということですので、特にバイクなどは相当のスピードで走ることになりますから、やはり路面の整備であ

るとか、また場合によっては仮設になるのかとは思いますが、観覧席なども要望が出る可能性もありますので、そういった部分については今後やはり十分な協議を重ねていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひその辺もしっかりと計画を立てて進めていただきたいと思っております。

また、青木サッカー場については、かなり整備が進み、さらに充実した環境での開催が期待されますが、サッカー協会との連携はできているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） サッカーに関する内容でございますが、まず当初、本市で希望を上げた段階では、地元のサッカー協会とも十分相談の上で名乗りを上げたという経過がございます。また、過日10月11日ですが、10周年記念ということで、原博実さんをお呼びして子どもたちの教室を開催しておりますが、その際も事前の調整、また大会の運営なども主体的に行っていただいているということで、十分連携を図りながら進めてきておりますし、今後についても、それぞれ内容を精査しながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 野球を愛する私としては、非常にサッカーは恵まれているないつも思うんですが、テニスコートについては野球場本球場整備の関係により、整備計画とは一部変更が生じるという答弁をいただきましたが、具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） テニスコートの整備につきましては、現在の黒磯運動場の本球場の隣にあります土のグラウンドのサッカー場を8面整備するというところで考えているところでございますが、野球場整備が入った場合に大規模な改築改修になります。

そういった場合に資材を置く場所であるとか重機等の関係、そういったことでテニスコートとして予定している場所に一定のそういった工事関係の資材車両等を置くことになろうかと思っておりますので、そういった部分で、どうしても当初計画していたテニスコートの整備計画を1、2年後送りした形で整備を進めざるを得ないということと考えておりますが、国体の開催までには間違いなく間に合うというようなスケジュールを立てて進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） そこで、野球場の整備についての計画並びにタイムスケジュールについて変更はないのか、改めてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 野球場の整備につきましては、現在設計を行っているということで、来年度からの工事着手を予定しております。計画では再来年には工事を完了し、どうしても天然芝で考えておりますので、芝の養生期間等も考えますと、平成30年には完成するというので、現時点ではもう計画どおりに進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 野球場は平成30年の夏オープンと聞いていますので、ぜひその辺はしっかり約束をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、今後のスポーツ施設整備計画の策定計画についてお伺いします。

また、タイムスケジュールについてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今後のスポーツ施設の整備計画ということでございますが、現在計画に計上しておりますスポーツ施設につきましては、屋外施設というものを基本に整備計画を策定しているところでございますので、今後、屋内施設についても次期計画の中で位置づけをしていきたいということ考えております。

また、施設の整備計画、特に国体に関連するものでございますが、繰り返しになるかと思いますが、テニスコート、第3テニスコートにつきましては、平成29年に設計を行って、30年に工事をするということで現在考えております。その中には現在の計画ですが、テニスコート8面とクラブハウス等も考えているところでございます。

また、青木のサッカー場につきまして、Dグラウンドについて人工芝での整備ということで、これにつきましては今年やはり設計を行っております。28年度、来年度ですね、グラウンドの整備工事に入りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） については理解をしました。

それでは、 について再質問をさせていただきます。

オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致については前向きに考えるということによろしいのでしょうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） オリンピック・パラリンピックにつきましては、最初の答弁でもお答えさせていただきましたが、ＩＯＣ、ＪＯＣの施設に対する整備基準というのが非常に高いということで、現在、本市でのその施設基準をクリアしているものはないというのが現状でございますが、オリンピックの誘致につきましては、いわゆるＩＯＣに情報提供して、来年の夏開催されるリオデジャネイロのオリンピックで情報提供を全世界に発信するという一つの方法があります。また、その以外に、それぞれの国の協議会との連携を図りながら個別に誘致するというような手法もあるというような話を聞いておりますので、そういった部分につきましても、今後やはり情報収集をしっかりとした上で、検討していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 例えば本市が進めているオーストリアのリンツとの姉妹都市締結で、オーストリアの選手を受け入れてみてはどうか前向きに考えてもらいたいと思います。

オーストリアは冬季オリンピックについては非常に盛んでありますが、夏季オリンピックについてはまだまだチャンスがあると思います。ぜひオーストリアの夏季オリンピック選手団にもチャレンジしてもらいたく、本市で受け入れを考えてみてはどうか、強く要望いたします。

また、本市のスポーツ施設は東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ候補地として魅力はあるが、施設の可能性について現時点での本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今のご質問にありましたように、本市のポテンシャルということで何度かこれまでに答弁があったように、やはり自然環境が恵まれているとか、会場となる東京、都心からもアクセスが非常にいいというような恵まれた状況があるということで、本市でのキャンプということであれば、ほかの地域なんかと比べると、やはりそれなりの恵まれているというんですか、そういった状況にあるというふうには考えております。

ただ、施設につきましては、特にことし見えたオーストラリアのラグビーチームであるとか、そういったところがやはり求めている施設が十分対応できるかどうか、そういったものは正直なかなか厳しいものもあるかと思いますが、現在整備しております例えば青木のサッカー場ですと人工芝、また天然芝、そのほかシャワーがついたクラブハウスとか、そういったものを活用することで海外のチームがこの地にキャンプを張りたくたいというような可能性もないということではないと思っておりますので、現在進めている施設整備計画の中で十分対応できるものがあれば、そういったものをまず優先に検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 私ども会派で、プロ野球のキャンプを視察に行かせていただきました。施設だけでは、フィールドだけではキャンプは呼び込めませんが、今、部長が言うように、この地域は非常にポテンシャルが高いです。病院も菅間病院、国際医療病院、そして日赤等とありますし、ドクターヘリも使えれば非常にそういったものに関しても可能性があると思うので、ぜひそういったものを視野に入れながら積極的に進めてもらいたいと思います。

資料に関しては、私どもの会派に来ればそういった資料がありますので、なお宮古島なんかはもうトライアスロンの国際大会です。もう人は限界に来ているという説明もいただきました。

しかし、それはやっぱり有事の際のときに選手を沖縄の本島まで運ばなくちゃならない。そうすると、もう海上保安庁が管轄らしいんですね。そういった諸事情を勘案しながら、ああいう国際大会を開いているところを見ると、やっぱりある程度の呼ぶ部分においては、フィールドはもちろんのことなのですが、そういった総合的な準備がないとキャンプが呼べないというのは、私どもチーム那須塩原では実感をしていますので、そういった部分もこの地域のポテンシャル、施設等を勘案すると十分に可能ではないかというような話をよくしていますので、できればこの辺も積極的に要望をし、ぜひ前向きに考えてもらえればと思うので、どうか積極的に進めてもらいたいと思います。

オーストリアの特命大使も副市長にはお友達ですので、そういうところもやっぱり積極的に働きかけていただければ人脈も十二分にありますし、リンツ市との姉妹都市の提携も、いろいろな意味で広がっていければ本市としても幸いではないかと思っておりますので、その辺も積極的に考えてもらいたいと思います。

それでは、最後に の再質問に入ります。

まず、黒磯の総合グラウンドの駐車場については喫緊の課題だと思っておりますが、本市の考えをお伺いします。また、対策や今後の計画についても、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 黒磯運動場の駐車場ということでございますが、現在施設として9,000平米ほどの駐車場を確保しているというのが現状で

ございます。ただ、実際にとめられる台数としますと約500台程度ということで、やはり大きなイベント、大会があると不足するというのが現状かと思っております。

また、黒磯運動場の多目的野球場ですかね、補助球場なども活用することで約2万平米ほどの確保ができるとか、そういった部分も、やはり現状も含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

また、それだけでは受け入れが難しいとか、そういった場合には、ことしもハーフマラソン等も行ってるようなシステムということで、黒磯の文化会館であるとか周辺の公共施設などをうまく活用しながら対応がとればなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、今の黒磯運動場の施設の中で、やはり駐車場の確保というのが大きな課題になっているということでは考えておりますので、今後各種の整備をする中で、より有効に活用できるような考え方も検討し、整備していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 恐らく駐車場の問題はこれからの課題だと思います。しかし、那須塩原市の職員の皆様の知恵を出し合いながら、そして今説明があったようにハーフマラソン等でも実績もあるし、場合によってはシャトルバスで運んだりとか、いろいろなことが考えつくと思いますので、どうかその辺もしっかり計画を立てながらやっていってもらえればと思います。まだまだ先の話ではあると思いますが、そういったところはきっちり計画を立てて進んでいっていただきたいと思っております。

また、今後、時代背景とニーズにどのようにスポーツ施設整備計画を進めていくのか、最後にお

伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 時代背景ということで、今回2019年にラグビーのワールドカップがある、また2020年にオリンピック・パラリンピック、2022年に国体ということで、スポーツに関して見れば非常に環境が変わってきているといえますが、もう国際的になってきてグローバルな大会、また大規模な国内大会等が開催されるということで、非常に状況が変わってきている中で、やはり本市としても、そういった部分を受け入れることでのメリット等も十分把握しながら、施設整備も含めて今後検討していかなければならないというふうを考えておりますし、またソフト面でも、やはりいろいろなニーズの意見、また市民の方からも要望等もありますので、そういったものについては十分把握を重ねながら、適切に対応できるよう検討していきたいというふうを考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 那須塩原市誕生10周年記念式典が盛大に行われたことは、皆様も記憶に新しいことだと思います。「チャレンジing那須塩原～一歩踏み出す人を応援するまち」をブランドメッセージに、10年後の未来につながるまちづくりがスタートしています。4年後のラグビーワールドカップ日本大会、5年後の東京オリンピック・パラリンピック、さらに7年後の栃木県での国民体育大会に向けた取り組みを通し、10年後も住みたい那須塩原ブランドの構築は必要不可欠だと考えます。

本市としては改めてシビックプライドについて考えることと、本市のポテンシャルを最大に理解し、市民の皆様が全てシビックプライドを共通認識していただき、11万7,000人全てがセールスマ

ンになるぐらいの意気込みが必要だと思います。

本市のポテンシャルの高さは今さら言うまでもありませんが、県北のリーダーシップを発揮する上でも、今回の国民体育大会の種目の誘致などは非常に責任があると思います。今後はぜひ市民の皆様、行政、議会が一致団結してスポーツ施設整備計画を進めていければと思います。

以上で私の市政一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、7番、櫻田貴久議員の市政一般質問は終了いたしました。

藤村由美子 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。通告に従い、一般質問を行います。

1、公共交通について。

昨今、全国的に認知症の高齢者による痛ましい交通事故が発生しています。認知症に限らず、現在マイカーでの移動に頼って生活している誰にとっても、等しく老いは訪れるもので、視力も聴力も判断力も徐々に衰えてきます。近い将来、大量の団塊の世代が運転免許証を返上せざるを得なくなるときが来るでしょう。

車社会で成り立っている広大な那須塩原市内において、市民誰もが、いつでも安心して移動できる交通手段の確立が求められます。現在、進行中であるさまざまな市の大きな計画の中で、公共交通について、どのようなグランドデザインが描かれるのか、これは市民の生活設計にとって非常に重要な問題です。

私は、市内に新幹線那須塩原駅を有する本市が

那須地域定住自立圏の中心都市として中心的に地域公共交通網形成計画を策定すべきと考えることから、公共交通に関連する以下の事柄についてお伺いします。

那須塩原市にはどのような公共交通が必要だと市は考えているのか。

第2次那須塩原市総合計画において、公共交通施策はどのように位置づけられるのか。

那須塩原市都市計画マスタープランの進捗状況。

立地適正化計画の進捗状況。

第6期高齢者福祉計画や現在策定準備中の次期地域福祉計画における公共交通のビジョン。

公共交通に係る予算の伸びについての市の見解。

市民の公共交通利用拡大策についての市の見解。

広域公共交通実態調査企画募集について。

調査の目的。

予定される調査項目と予算規模。

応募の状況について。

地域公共交通網形成計画の策定について。

市の見解。

近隣市町における計画の推進状況を把握しているか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 藤村議員に私からお答えいたしますが、この質問項目多岐にわたっておりますので、私からは と について、最初にお答えさせていただきます。

那須塩原市にはどのような公共交通が必要だと考えているのかについて、まずお答えいたし

ます。

本市には現在ゆーバス、予約ワゴンバスの地域バスのほか、JR東日本の東北新幹線や東北本線の鉄道、民間の路線バス、タクシーが運行しており、これらの事業者が連携を密にして、少子高齢化が進む中で市民の移動手段となるものが必要であると考えております。

次に、第2次那須塩原市総合計画において公共交通施策はどのように位置づけられているのかについてもお答えいたします。

公共交通施策につきましては、地方創生における国の基本戦略として、地域公共交通ネットワークの再構築が掲げられております。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、地域公共交通網の充実を暮らしのキーワードの中で重点施策として位置づけております。総合計画におきましては、本年度に基本構想、来年度には基本計画を策定することで現在作業を進めているところでありますので、公共交通施策は本市の重要な施策として位置づけ、今後そういう意味を持って検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 建設部長。

建設部長（君島 勝） 続きまして、私からは と につきましてお答えを申し上げます。

まず、那須塩原市都市計画マスタープランの進捗状況についてですが、本市の目指す都市の将来像と取り組みの方向性を整理するため、本市の20年後の都市像を定め、都市計画の総合的な指針として平成21年3月に那須塩原市都市計画マスタープランを策定いたしました。

進捗状況につきましては、中心市街地の活性化に向けた整備として、西那須野駅西地区周辺整備事業のほか、現在、黒磯駅周辺地区整備事業を実施しており、那須塩原駅周辺についても魅力ある

町並み形成のための計画策定に向けて検討を始めております。

また、都市計画道路や都市公園の整備、屋外広告物条例の制定等による良好な景観づくりに向けた取り組みなども着実に進んでおります。

次に、 の立地適正化計画の進捗状況についてお答えいたします。

でお答えしましたマスタープランが目指すまちづくりは、人口減少、超高齢化等に対応し、集約型の都市構造への転換を目的としております。この具体的な手法として、立地適正化計画を今年度から平成29年度を目処に策定しているところであります。この計画は、都市再生特別措置法の改正により創設された制度でありまして、居住誘導区域等を設定して、魅力ある中心市街地をつくって集約化を促し、その外側で新たに一定規模以上の開発をしようとする場合には届け出をしていたなど、緩やかな誘導によりコンパクトシティの形成を実現しようとするものであります。

立地適正化計画策定の今年度の取り組みといたしましては、庁内検討委員会を設置し、計画素案作成に向けた計画の理念の確認や本市の都市構造の現状分析、課題の整理を行っております。今後は誘導区域の設定や誘導手法などの検討を行っていく予定でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私からは の第6期高齢者福祉計画や現在策定中でございます地域福祉計画における公共交通のビジョンについてお答え申し上げます。

第6期高齢者福祉計画では、「高齢者が住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、高齢者が暮らしやすい環境づくりのための具体的な取り組みの一つと

して、移動手段の大きな役割を担う地域バスの効率的で利便性の高い公共交通ネットワークシステムの構築を目指すこととしております。

また、現在策定中の第3期地域福祉計画におきましても、高齢者を含む障害者や児童、子育て世代等の公共交通利用の視点にも配慮し、検討することが必要だと考えております。

いずれにしましても、本市の最上位計画であります那須塩原市総合計画や関連する計画との整合性を図り、策定するものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 続きまして、 からまでは私から順次お答えさせていただきます。

まず、6の公共交通に係る予算の伸びについて、市の見解についてお答えいたします。

路線の維持・確保を目的として、国・県と協働して交付している補助金につきましては、年々増加している状況にあります。増加の主な要因としましては、利用者が年々減少していることが大きな理由と考えております。

また、地域バスにおいても補助金額は増加しておりますが、これは平成25年度においては半年間、平成26年度においては1年を通して運行となったためが主な理由と考えますが、それに加えて26年度につきましては車両の修繕、消費税増税が要因にあると考えております。

次に、 の市民の公共交通利用拡大策について市の見解についてお答えいたします。

まず、地域における公共交通がどのようなものであるかを知っていただくことが重要であると考えており、そのための周知、宣伝をどのように行っていくか、民間事業者とともに検討してまいります。また、知っていただいた後の利用について

も、あわせて検討してまいります。

次に、の公共交通実態調査企画募集についてお答えいたします。

の調査目的としましては、那須塩原市内の移動だけではなく、市域を超えた移動に対するニーズが高いため、那須地域における公共交通の現状の把握及び課題を明らかにすることが調査の目的であります。

の予定される調査項目と予算規模のうち、調査項目につきましては、鉄道、バス、タクシーの移動手段別利用実態、通勤、通学、通院、買い物目的別利用実態、観光目的で来訪者の利用実態の調査、またはきょうの調査結果の整理、また予算規模といたしましては、見積限度額を3,510万としており、その額以下の契約となる予定でございます。

の応募状況につきましては、現在3社から参加表明の提出を受けております。

最後に、の地域公共交通網形成計画の策定についてお答えいたします。

の市の見解としましては、国土交通省の掲げるコンパクトシティ・プラス・ネットワークにもあるように、現在策定を進めております立地適正化計画と地域公共交通網形成計画は、まちづくりの車の両輪であると考えており、広域公共交通実態調査の進捗状況とあわせて策定準備に入りたいと考えております。

の近隣市町における計画の推進状況を把握しているかにつきましては、現在大田原市において計画策定に係る実態調査を進めているとお聞きしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） ご答弁いただきましたので、順次再質問いたします。

まずとは関連しておりますので、一括して再質問いたします。

592km²という広大な面積を有する那須塩原市、林野面積等を除いた可住地面積でも218.4km²あります。例えば姉妹都市である埼玉県新座市の人口は約15万8,000人で、人口密度は1km²当たり約7,000人が住んでいます。一方、人口約11万7,000人の当市は1km²当たり約197人、いかにゆったりとした地方都市であるかということがわかります。

広々とゆったりと暮らしているということは、すなわち人の動線を考える上では、なかなか効率的にいかないということです。この動線というのは、放っておいて自然にでき上がってしまったものは都市計画とは言えません。市民が意識してなくても、行政には将来の都市像を定め、長期的な計画を立てる責任があるのです。その実現に向けた具体的な取り組みを進める根拠となるものが都市計画であり、その中である程度生活しやすい人の動線が絵描かれてこそ、持続可能な都市であり続けることができると思います。

ご答弁から、市はその責任において、民間事業者、既存の路線など市のゆーバス、予約ワゴンバス等も総合的に使いながら、市民の移動手段が必要であると考えているというお答えでした。

第2次那須塩原市総合計画においても、重点施策として非常に重要な位置づけで進めていくとのお答えでした。第1次総合計画後期基本計画では、公共交通システム構想の策定がうたわれていました。現在の地域バスゆーバスの利便性と効率性の向上を図るとともに、市が保有する公共交通の資源などの活用を検討し、総合的なネットワークシステムの構築を目指すと書いてありました。平成27年度に策定完了となっておりますが、これはどうなっていますかお聞きします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

まことに残念なお答えでございますけれども、まだ完成というふうには至っておりません。現在、先ほどの答弁の中にもございましたが、策定に当たっての検討という形の状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） この第1次計画、10年あったわけですが、検討と実績を着実に積み上げてきたはずであった那須塩原市の現在の公共交通の現状は、いまだ混沌としています。方向性や進め方に問題があったのではないのでしょうか。

完璧な車社会であるこの土地で、公共交通とは何なのか、この根本的な概念について、役所も市民も今まで誰も深く考えてきませんでした。バスは一部の人が利用するものと思込んでいないでしょうか。市民は誰も皆、車を持ち、いつまでも健康で運転でき、もしくは家族の誰かがいつでも必要なときに送り迎えてしてくれるものだという、ある意味実現不可能な幻想を信じていたのかもしれない。

地球規模のエネルギー問題、社会情勢や人口動態の急激な変化など、不安な材料が見え隠れしているのに、自分たちが生きている間くらいは何とかなるだろうと誰もが思っていたのではないのでしょうか。これで将来、このまちに生きる子孫に対して責任を果たして言えるのでしょうか。市はどのようにお考えですかお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 公共交通という立場から、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの議員の設問の中にもございました。確かに立ちおけている部分でございます。そういうも

のを取り返すという部分もございしますが、そういう意味で26年、25年からさかのぼりまして、地域バス、現実に本市の中で交通施策として市が一番手を加えられるのが、いわゆる地域バスと言われる現在皆さんの中にはゆーバス予約ワゴンバスという愛称で親しまれている交通がございますけれども、これの立て直し、いわゆる再編という形の手を加えさせていただきました。

今後、先ほどもご質問の中の答弁という形をさせていただきましたが、本市につきましては前の議員さんの答弁の中で市長が答えた部分もございしますが、那須塩原市につきましては、那須塩原市だけでは考えられない、そういった部分がございます。特に那須塩原駅の中心という部分につきましては、大田原市、それから那須町、また広く本当に福島県、また逆に南那須区域まで、この管内におきましては、かなり影響というものがございします。

そういう意味で、ただ余り広げても、それではどこまでかという部分がございますので、那須地域定住自立圏の中で広域公共交通という、そういったものが今一番特化してございます。これらを含めて、これまでのおくれをいかにして取り戻すかというのは、行政のこの力というか、それを信じていただくしかございませんけれども、そういう中で取り返して、市民の皆さんに、また管内圏域の皆さんにそういうものが与えられるように取り組んでいきたいというふうな、それで回答とさせていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 合併により大変広大になった那須塩原市内全域に住む市民の移動手段について、地方公共団体として責務を有する市が今後策定する長期的な総合計画の中で、どのような

指針を示すのか。これは生半可な決意では方向性を示すことも、市民に約束することもできないはずです。この重要な市の将来像、すなわち都市計画について、今まで庁内でどれだけの人数で、どれだけの時間をかけて検討されてきたのでしょうかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいまのご質問、都市計画どの程度時間をかけて議論してきたかということですが、今回、立地適正化計画を建設部のほうの所管で計画の策定を27年度から進めておりますので、そちらのほうの状況ということでお答えさせていただきたいと思いますが、ことしに入りまして、庁内の検討委員会を立ち上げさせていただきまして、6月に第1回目の会議を開催いたしました。

庁内の検討会議の委員のメンバーですが、25名の委員に対しまして、素案作成に向けました立地適正化計画の概要ですとか、目指すべき方向性、今後の作成スケジュール等を、その場で説明を行いました。

第2回目でございますが、こちらはつきのうですけれども、2回目の検討会議を行いまして、こちらでは那須塩原市の都市構造の現状や将来人口の推移の分析等から、居住に適した区域の定住をしまして、市内のどのエリアを誘導区域として設定することが望ましいかを説明したところであります。

なお、この居住に適した区域につきましては、今の段階では数字などをもとに機械的にエリア取りをしたものであります。また、これから今後これらに基づきまして、きちんとしたエリアの設定について検討を進めていくこととなりますが、これは庁内検討会議で検討した内容を踏まえまして、

今後、都市機能の誘導区域ですとか、居住誘導区域を設定していくことになりまして、27年度中に素案をまとめたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 現在準備中である第2次総合計画は、まさに将来の那須塩原市を形づくる基礎となる指針です。それに基づいて、たくさんの計画が定められることとなります。この大もとの計画の中で、将来の都市像が明確に打ち出されていなくては、ほかの具体的な計画の方向性が定まりません。全てがやんわりとした焦点の定まらないものにならないでしょうか。多額の資金を投入しても、結果的に何だか余り変わらないということになってしまわないでしょうか。

そこで、 について再質問いたします。

平成21年に策定された那須塩原市都市マスタープランについて進捗状況をお伺いしました。今、西那須野駅が終わって黒磯駅、那須塩原駅、あと道路と着実に進んでいるというご説明でした。この都市マスタープラン、おおむね20年を見据えた、非常に長期な計画です。

ことし1月に開催された県主催の都市計画区域マスタープランの説明会に私も参加しました。これは市の都市計画マスタープランの上位の計画に当たるもので、もとなるものです。那須塩原市については、これまでの都市マスタープランが引き継がれる予定であるという説明がありました。那須塩原駅周辺を広域拠点、黒磯駅と西那須野駅周辺を地域拠点として、これら3つの駅を中心としたコンパクトシティのイメージが大きな地図で会場に張られて示されました。

私はその拠点となっているところを指差して、この隣接する隣の市とどうしても引っ張り合いになってしまうと質問しました。すると、県の職員

の方から、これからは引っ張り合わないで、ともに取り組んでもらいたいというお答えがありました。それならば、なぜ隣接する市のマスタープランがここに示されていないんですかと私が聞いたところ、今回はたまたま合併後初めての説明会だったからという曖昧なご回答でした。

近隣市町のマスタープランが示されていないので、隣ではどこに拠点を置いて、どのようなプランが進んでいるのか、那須塩原市民の私たちにはわかりません。これでは、ともに取り組む将来像も描けず、意見の出しようもありません。実際にマスタープランに基づいて都市計画を立てるのは各市や町です。上位となるプランの策定段階で隣接する市や町が一つのテーブルに着いて協議をするような機会は今までであったのでしょうかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今までにそういった機会につきましては、なかったというふうに記憶しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 互いに連携しろと言われても、計画をそれぞれ別々につくったものをつなぎ合わせれば、どのように連携をとっていいのかちょっとよくわからないなと感じます。

今後は否応なく広域で考えなくてはならないところまで確かに来ています。でも、20年というスパンは今の時代の変化の速度から考えると、あっという間です。相当入念に着実に計画を一步一步進めていかなくては、成果があらわれるまでに次の新たな変化が出現し、実態が追いつかないと思います。

この広域の問題は最後にもう一度触れることと

して、次に の立地適正化計画について再質問いたします。

こちらの進捗状況についてもご説明いただきました。この立地適正化計画とは、ご説明ありましたように居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版と言われています。那須塩原市の目指すべき新たなまちの構造、どこに集中して居住し、人はどう移動するかを決めるものです。

6月議会での一般質問で私がお聞きしたときのお答えで、今年度中3回程度の話し合いで素案を作成するというお答えをいただいたんですが、たった3回程度の会議でこの重要な素案をつくるというのは、無理はないのでしょうか。

計画の順位から考えると、市の総合計画策定、次に都市マスタープラン、そしてそれらを実現するために立地適正化計画というのが順序ではないのかなと私は思うのですが、那須塩原市ではどのような順序で、どのように整合性をとりながら計画策定を進めていくのでしょうか。関連する全ての計画の流れを1つにまとめた工程表はできていますか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 3つを直接関連づけました工程表ということではありますが、それは具体的に書き示したものであるとはございませんが、総合計画の下にマスタープランがございまして、その実際の具体的な計画版というのが今回策定を進めております立地適正化計画になるということでありまして、立地適正化計画につきましては、6月の議会でもご説明をしたとおりでございます、これにつきましては27年度から29年度まで3カ年

間を駆けまして、計画をつくっていききたいというふうに考えておりました、今年度中の素案の作成につきましては、今の段階では居住誘導区域ですとか都市機能の誘導区域なんかの区域の素案を今年度中につくっていければというふうに考えておりますので、今の時点ではこれが特に時間的に厳しいスケジュールというふうには私どものほうでは考えておりませんので、これに向けてこれから十分検討してまいりたいなというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） たまたまインターネットでよその資料を見てみたんですけども、広島県竹原市というところで、ホームページに計画策定関連するものをどういうふうにするかというものをを出しているところがありました。こういうふうだと各部署によってわかりやすいのかなと思いました。マスタープランがあって、立地適正化計画があって、地域公共交通網形成計画がどのような流れで進むのかというのが示されていました。

市の第2次総合計画が平成28年3月に決定するので、それが固まる前の平成27年3月に立地適正化計画の素案をつくり上げるというのは、何をもちて都市の将来像を設定するのでしょうか。私は、それほど急ぐ必要がないのではないかと考えています。平成29年度中に計画を策定するという予定をずらして、もっと慎重に検討することはできないのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 先ほど藤村議員のほうで27年3月というふうに言われたのかなという気がします。今、素案につきましては28年3月ですので、来年3月ということです。

それから、1年間延長して検討できないかというご質問と思いますが、計画の策定期間につきましては平成29年度までと先ほど申し上げましたとおりですが、そのようなスケジュールで考えております。

策定に当たりましては、住民からの意見や住民へのより一層の周知などしていく中で、必要と判断した場合には平成30年度まで期間延長することが可能でありますので、その場合には当然国・県などとの調整が必要となってくるかと思いますが、必要になった段階で、そういった検討はさせていただきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 公共交通とか都市の構造というのは非常に難しい問題がたくさんありますので、地方自治体が消滅しないで持続していくために居住区域の誘導などを行うとすれば、市民に対して理解を深めてもらう必要があります。ぜひゆっくり計画をしながら並行して市民への説明、理解を求め、どうして今この計画が動いているのかということをしっかり説明していただきたいと思います。

次の の再質問を行います。

第6期高齢者福祉計画と次期地域福祉計画における公共交通のビジョンをお伺いしました。公共交通の利用者として高齢者は非常に大きな割合を占めると考えます。現実に車で移動しない高齢者の多くが公共交通を必要としています。公共交通の施策で運ぶのか、福祉施策として運ぶのか、この二者択一で分けようとする縦割り行政の弊害で多くの方が交通難民になる可能性があります。外出タクシー券を廃止した後、丁寧な議論の進展がありません。冒頭で触れました昨今の高齢者ドライバーの交通事故の増加も大変気になるところです。

免許証の返納を奨励するには、誰でも自立した生活ができる代替の移動手段が確保されているという大前提が必要です。不安だけれども、生活のために運転せざるを得ないというのが大多数の方の実情ではないでしょうか。どの地域で、どのくらいの高齢者が移動手段に悩んでいるのか、その悩んでいる度合いも、自助努力では本当に無理なのか、一時的なことなのか、もしくは地域で解決できることなのか、それとも公共が担うべきことなのか、それらの整理が必要です。そのステップを踏まないで、さまざまな計画が別々にでき上がってしまったら、全ての計画における公共交通の未来予想図は有名無実なものになってしまいます。

第6期高齢者福祉計画で、先ほど公共交通ネットワークシステムの構築を目指すというご説明がありましたが、高齢福祉を担当する部署として、この計画の中で、どのように高齢者の移動手段を確保するよう実際に取り組まれる予定なのでしょう。どうかお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 高齢福祉を担当する部署として、高齢者の移動手段をどのように確保するのかということでございますけれども、議員の最初からのご質問にありますとおり、広大な土地に点々という形で人がお住まいになられているというのが実情でございます。そういう中で、車社会であるというのはまさしく現実でございますので、まずその車による自分での移動の確保というのがまず真っ先にあるということを前提に計画はできておりますけれども、当然高齢者でございますから、いずれ車が運転できなくなると、別の手段を確保しなければならなくなるということをご想定しなければならぬというのは当然のことでございます。

その場合には、まず公共交通を利用する、ゆーバスですとか予約ワゴンバスを利用するというのが当然のことでございます。どういうルートで、どういう時間帯でということまでの検討を高齢者福祉計画ではやっておりませんが、より利便性が高い、バスの乗り降りがしやすいですとか、そういう点になるかと思えますけれども、そういうことについては検討するということでございます。

さらに、自分ではなかなか移動ができない、介護が必要になるということもございますけれども、そのような場合には介護保険を使ったサービスを利用しながら移動の手段を確保するというような考え方の中で、高齢者福祉計画の移動については考えているということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時12分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ゆーバスを走らせるから乗ってくださいということで市民の皆さんに案内はしても、長く車に依存して生活してきた背景を無視して、まだ未完成の公共交通にいきなり乗れと言っても、それは無理な話です。今回11月5日号の広報で「ゆーバスのすゝめ」というのが出ました。これはとても楽しい特集で、わかりやすくていいと思いました。

次の一手として望まれるのは、実際に乗って

「楽しい」「便利」を実体験してもらうことです。ぜひ自治会や高齢者学級、サロンなどへ出前講座をして「ゆーバスに乗ってお買い物ツアー」とか「ゆーバスで市内なるほど発見ツアー」などを企画して、たくさんの方にバスの利用価値を実感してもらう方法を進めていただきたいと思います。

もしこのような企画をやるとしたら、どちらの部署が担当になるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） ご質問の部分につきまして、高齢者ということになれば市民福祉になる分野もございますけれども、ゆーバスという観点、いわゆる地域バスということになりますと生活環境部ということで、どちらということではなくて、両方が二人三脚のもとで進めてまいるといって、そのようにご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ぜひ連携して実現していただきたいと思います。

地域ごとにどの路線に利用価値があるのか、どの方向に本数が必要なのか、傾向と課題を洗い出し、それを解決できる方法を企画して提案する、そうして地域的に利用者をふやし、面として広げていくことがよいのではないのでしょうか。

また、市民だけでなく、ビジネスや観光などで当市を訪れる人々など、いつでも誰でも利用できる公共交通を存続させることの意義について、市民の方に理解してもらうことが大切です。存続させるためには、市民も積極的に利用頻度を上げなくてはならないこと、そのためにも、みんなでバスのあり方や利用の仕方をもっともっと考えなくてはならないのだと思います。

議会報告会で公共交通について取り上げ、市内3カ所でご意見を伺いました。予想していたとおり、地域ごとに個別の課題を抱えていました。各自治体ごとに公共交通についての研究会を立ち上げてもらうことも一案と考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） ご提言ありがとうございます。今後の課題ということで本日のほうは聞かせていただきたいと思います。

なお、まことに申しわけございません。先ほどの発言で、私「市民福祉部長」と申しましたが、「保健福祉部長」でございますので、訂正のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 市民に個別の意見を求めると、市としても路線改編等、際限がなくなってしまうのですが、今後、高齢者の見守りを地域に委ねる部分がふえてきます。地域特有の課題をまとめてもらい、地域として意見をまとめて提案してもらうことで公共という意味合いが深くなると思います。新たな組織を立ち上げることは難しいですが、毎年、地域では総会を開いているのですから、公共交通をせめて議題に上げてもらうようにして、地域で利用を高めるための方法をみんなで考えて出してもらい、それを地域公共交通会議につないで検討するという一つの流れをつくってはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほどの発言と同じになりますけれども、これらについても考えさせていただきます。

また、あわせて私も議会報告会のほうは3回の地域に傍聴させていただきました。各地いろいろなご意見があります。それらも含めて、今後の充実した活動、行政運営の中で生かしていけるように参考とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） では、続いての公共交通関連の予算の伸びについて再質問いたします。

市の見解としては、伸びてきていることは補助金が年々増加している、利用者は減ってきているというお答えでした。9月決算の報告によりますと、ゆーバスについては市民が実際に利用した料金2,229万円に対して、市の補助金はその約3倍の7,222万円でした。予約ワゴンバスについては、市民が実際に利用した料金184万円に対して、私が見間違っているのかどうかよくわからないんですが、市の補助金が65倍の1億2,000万円でした。

これらとは別に、生活バス路線である民間バス会社2社の既存路線への赤字補填も2,583万円あります。

ゆーバスについて1日平均で362人の利用なので、1台当たりになると1日45人ぐらいが利用されている計算になります。予約ワゴンバスについては1日平均33人で、1台当たりになると5人の利用です。先ほどの予約ワゴンバスについての補助金の額が事実だとすれば、予約ワゴンバスについて年間1万2,107人の利用でしたので、1人当たり約1万円かけて運んだということになります。このやり方が果たしてベストなのでしょうか。利用者がどのくらいふえれば、この補助金は減る見込みなのでしょうか。どうすれば公共交通に係る予算の伸びを削減できると市は考えているのですかお聞きします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 決算から拾われたその数字についての上でのご質問だと思います。先ほどもご答弁させていただきましたが、対前年度に対しましては、25年度は10月からの運行ということで半年間の運行でした。26年度は丸々1年間、そういう意味ではこの1年半、いわゆる2年間、25、26でどのような状況にあるのかという試行期間というか、そういう形になると思います。

そういう中で今回、先ほど佐藤議員の質問にもございましたが、いろいろな検証を含めた上で再編という形をとりました。28年、この9月からちょっと1カ月前倒しさせていただきましたので、利便性を考えて早く行いました。そういう意味でこの後期からこの半年間、そしてまた28年度の半年間のこの丸々1年という中を見た中で、よりよい充実という形になると思います。

先ほど議員がおっしゃっていただきました、評価いただきました11月5日号の広報の特集記事、あれにつきましては私どもの担当と、それから企画部のほうの広報担当の者が両方で協議して、市民の方にゆーバス、地域バスを知っていただく、そういう意味で、どのようにという工夫の成果があの中に載りました。ただ、単発で1回特集だけではなく、今後についても、よりよい方法というものをとっていきたいというふうに考えております。

また、それだけでは実際の利用のときに広報を持ってない、そんなこともありますので、若干発行がおくれておりますけれども、皆さんのお手元のほうにゆーバス、予約ワゴンバスを含めたその周知というか、そういった冊子についても現在よりよいものということで、かなり欲張った内容を組み込んでいるために若干時間がかかっておりますけれども、そういった冊子も皆さんに配布する

ことで認知度のほうは周知を図っていきたいと考えております。

そういうものの成果を全部含めた上で、再度この予算の評価については今後の推移を見守っていただきたいというふうに、逆にお願ひもございませうけれども、議員の皆様におきまして、どうぞ議会のときにはゆーバス、地域バスをご利用いただいて、登庁していただければ駐車場の確保とか、そういうものにも便がいいのかな、また交通事情、そういうものについても便がいいのかなというふうに考えるところでございませう。

そういうものも含めて皆さんに周知のほうを図っていきたいと思いますので、どうぞその点につきましてはご理解のほうお願ひし、本日の回答につきましては先にちょっと宿題という形でお預かりさせていただけたらありがたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） バス路線の見直しが行われましたが、それにより利用者がいきなり急増するということは、やはり考えにくいと思います。バス路線とは何のためにあるのか、何のために走らせるのか、根本的なことを考え直さない限り、補助金の予算だけが伸び続けるという現象を抑えられないのではないかと考えませう。これだけ多額の税金を投入していながら、ほとんどの市民が不便だと認識しているというのは、お金が本来投入されるべきところに使われず、間違ったところにこぼれ落ちてしまっているのではないかと心配します。

次に、 について関連していますので、再質問を行います。

この利用拡大策についてなんです、利用している方の実態調査というのは何回かお聞きしたんですけれども、やはり潜在しているニーズの掘り

起こしというものをしないと広がっていかないと考えませうが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めませう。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） おっしゃるとおりでございます。先にちょっと先ほどのこの質問の答弁もさせていただいてしまったようなそんな感じもございませうけれども、うちのほうの広報につきまして、いろいろ周知、理解、そういうものを広めるために、いろいろな方法で取材的にはさせていただきたいと思ひませう。広報、いわゆる紙媒体ばかりではなくて、いろいろな情報手段を使いながら、そういうものについては発信させていただきたいと思ひませう。

今後、もしもっと具体的にこういういい方法があるというふうにご提言いただけるんでございませうしたら、私どもについてはそのものは全て聞く耳を持っておりませうので、どうぞいろいろお聞かせいただければと思ひませう。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） では、次に の3項目について一括して再質問いたします。

広域公共交通実態調査の企画募集についてお伺ひしました。市内だけでなく、市の境を超えた移動を市民がしているということで、その課題を明らかにするために広域で実態調査を行うというご説明でした。予算規模は3,510万円以内ということで、鉄道、バス、タクシー別、あと目的別で利用実態を調査するというお答えでした。

この調査を行うということは、今後、市は公共交通については那須地区定住自立圏として考えていききたいというふうにご理解してよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めませう。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほど、その前の前の質問のときにちょっと触れさせていただきましたが、本市におきましては市域、もちろん市域内の実態についても十分にその都度、把握はしてまいります。広域の観点から、こちらのこういう問題につきましては捉えていきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） この調査結果は市の総合計画並びに立地適正化計画に当然生かされるべきものと考えますが、それぞれの計画策定に間に合いますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 公共交通関係の立場から私のほうから答えさせていただきます。

間に合わせるようにいたします。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） ぜひしっかりしたデータをとっていただいて、計画に結びつけていただきたいと思います。

では、 の と について一括して再質問いたします。

地域公共交通網形成計画について、市の見解と近隣市町における計画の進捗状況を伺いました。大田原市は公共交通網形成計画を28年度中に策定するという事は、少なくともこれまでに策定の準備が進められてきたということだと思います。大田原市と隣接している那須塩原市は互いに市民が行き来しているわけですから、非常に気になるところで、実際に市民が利用してお世話になることもあるでしょう。

那須塩原市では残念ながら第1期総合計画の中で予定どおりに準備が進んでこなかったというのは、これまで公共交通と都市計画がうまく連携してこなかったことが最大の原因ではないかと私は考えています。この出おくれは10年後の市町村格差を生むことにつながらないでしょうか。市はどのようにお考えですかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 先ほどからの質問の中で、広域の公共交通の見直しというところを生活環境部長が説明をしておりました。今年度から含めて3カ年で調査を実施するというところでございます。さらに、その調査結果をもとに大田原市、那須町、那珂川町との調整というところがございます。当然、那須塩原市内だけを走っているルートであれば、それは総合計画等々に整合性を図ることはできると思いますが、やはりこの広域化については、国内を見渡しますと、いろいろなところで成功事例がございます。当然もうかる路線がつくれる、それから、もうかったところに出していた補助金を別な路線としてつくることのできるというような非常に広域化というのはメリットが多いという結果が国内各地域で出ております。

この部分をぜひとも調査結果をもとに4市町で検討して、それぞれのルートをお互いがどううまく使って経費削減、なおかつ市民・町民の利便性向上できるかというふうなところにかかっております。那須地域の定住自立圏の中では、本当に一番重要だと私は認識をしている部分でございます。

さらに、観光の広域化ということも非常に重要だとは思っていますけれども、その中でやはりさまざまな総合市独自の計画、それからこの那須地域定住自立圏の計画ということで整合性は当然持たせませうけれども、計画のお尻の年度は多少

ずれがございますので、できるものとできないものがあるというふうなところの認識はございますが、これはやはり人口が減っていく、人の住む場所がより狭い場所になっていく、コンパクト化を進めなければいけないという時代に入っている状況でございますので、そのような流れの中でコンパクトシティ・プラス・ネットワークというふうな考え方を避けては通れないというふうな考えておりますので、そういった基本的な考えのもとに公共交通を長期に維持するというふうな部分が当然重要だというふうな認識でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 平成25年12月に交通政策基本法が施行され、翌平成26年11月に改正地域公共交通活性化再生法が施行されました。地域公共交通の維持改善を単に交通分野の課題解決としてでなく、まちづくりと一体となった地域戦略の一環として取り組む方向性が提示されました。地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築しなくてはならないとされたのです。本市では法改正前の連携計画が進んでいなかったために、これからスタートするということだと思います。

公共交通政策に関する地方分権化が着実に進んできており、以前できなかったことがどんどんできるようになっています。都道府県や市町村が地域公共交通政策に主体的に取り組むことが努力義務として規定されているこの流れを認識できているところでできていないところで、地方公共団体間の格差が広がってきているという指摘があります。今、副市長からお答えいただいたので、那須塩原市は認識できているほうだと受けとめました。

この地方分権の流れを理解して、着々と施策を打ってきたところは、その結果が明らかになる段

階に差しかかっているところもたくさんあります。より進化した取り組みに、ますます移行しているところもあります。

残念ながらゆーバス、予約ワゴンバスはまだ単なる一公共交通手段であり、網として計画されたものではありません。那須塩原市はこれから網を考えると書いていますので、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画はぜひ調和のとれたものをつくっていただきたいと思います。

今年度中ではなくて、28年度中につくる予定の立地適正化計画の素案は、できれば極力ゆっくりにさせていただいて、議論を進め、網形成計画と一体的に取り組んでいただきたいと思います。

地域公共交通は地域独自の問題であり、面積や人口の分布、既存の交通網など条件が全く違うため、他の地域の取り組みがそのまま参考にはならないという難しさもあります。この地域独自の問題をしっかりと把握し、新たな網を形成しなくてはならないのです。住民、自治体、交通事業者の3社が全てウイン・ウインとなる仕組みをつくり上げなくては、持続可能な地域公共交通網とはならないでしょう。

法律を巧みに活用することで道が開けることもあります。那須塩原市は本当に面積が広く、人口、既存の民間のバス、そのほか市民の生活スタイルなど公共交通の普及には難題が山積みです。これらの問題を乗り越えれば、もしかしたら新しい那須塩原市になれるかもしれない。

地域公共交通会議は、午前中の説明で経路、運賃など必要なことを決めるということでしたが、法定協議会として格上げし、権限をさらに高めれば、鉄道や既存の民間バス路線の運行やサービスの設定まで一体的にコントロールできるはずで、民間事業にも、もっと踏み込んで公共交通を全体的に掌握し、交通網を一からつくり上げなくては

ならないところまで今来ています。そのためには、関係する法律を熟知し、現場での活用方法に詳しい専門家のアドバイスが必要なのではないでしょうか。

地域公共交通網形成を準備するためには、役所内にワーキンググループを立ち上げ、専門家を招聘して一から検討すべきと考えますが、そのお考えはありませんかお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） ご質問に対しまして、現在の体制の中では、所管している職員につきまして、毎年度、国土交通省が行っております研修のほうに1週間、1カ月、そういうふうにかけて派遣して職員を研さんさせながら、研修と同時に技術スキルのほうを向上させております。

議員のご提言につきましては、今後の課題という形になると思います。会議のあり方につきましても、そちらについては、そのときが来たらそれなりの対応という形をさせていただきたいと思えます。

また、それなりの、こちらから向かうんじゃなくて、議員のご提言は迎えるというそういう立ち場のお話なんだと思います。そういうもろもろについても今後検討という形でさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 新幹線の那須塩原駅は栃木県北の玄関口であり、那須連山を一望できる非常にシンボリックな駅です。その駅を有する那須塩原市として、使い勝手のよい地域公共交通網を整備して、この地を訪れるたくさんの人々が駅前であらんと立ちすくむことなく、スムーズにおもてなしできなくてどうするのでしょうか。

市民生活の中で使い勝手がよくなれば、市民の活動もさらに活発になり、ますます那須塩原市の魅力が増すでしょう。そうして、結果的に選ばれるまちとなるのです。総合計画策定と連動して、万全な立地適正化計画と地域公共交通網形成計画を確立することが那須地区定住自立圏の中心都市としての最大の責務であると私も考えます。

強力なリーダーシップをとって公共交通網形成に取り組んでいただきますようお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で、1番、藤村由美子議員の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分